

令和7年度～令和11年度
第3期松本市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和6年10月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
(1) 子ども・子育てをめぐる国の政策の動向	2
(2) 松本市の子ども・子育て政策の動向	2
2 計画の性格と位置付け	3
(1) 根拠法と計画の記載事項	3
(2) 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
第2章 子ども・子育てをめぐる現状	7
1 人口・世帯の動向	8
(1) 人口の推移	8
(2) 出生の状況	9
(3) 世帯の状況	10
2 家庭の状況	11
(1) 女性の年齢別就業率	11
(2) 母親の就労状況	12
(3) 父親（未就学児保護者）の育児休暇取得状況	12
(4) 子育てを主に行っている人	13
(5) 子育てに関する相談先	13
3 子育ての意識	14
(1) 子育てを楽しんでいるか	14
(2) 松本市は子育てしやすいまちだと思うか	14
(3) 3歳までの望ましい子育て環境の考え方	15
(4) 放課後の過ごし方の希望	15
(5) 子育て支援のニーズ	16
4 子育て支援サービスの利用状況	18
(1) 乳幼児期の教育・保育の提供・利用状況	18
(2) 主な地域子ども・子育て支援サービスの提供状況	19
第3章 計画策定の方向性	21
1 本計画でめざす姿	22
2 基本目標	23
3 事業計画の構成	26

第4章 事業計画	27
1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	28
2 基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保	33
(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）	33
(2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進（保育課）	37
3 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実	39
(1) 利用者支援事業（こども福祉課、健康づくり課、こども育成課、保育課）	39
(2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）	41
(3) 妊婦健康診査（健康づくり課）	43
(4) 産後ケア事業（健康づくり課）	44
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）	45
(6) 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	46
(7) 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）（こども福祉課）	47
(8) 子育て短期支援事業（こども福祉課）	48
(9) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）	49
(10) 一時預かり事業（保育課）	50
(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（保育課）	52
(12) 延長保育事業（保育課）	53
(13) 病児・病後児保育事業（こども育成課）	54
(14) 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後こども教室推進事業）（こども育成課）	56
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）	62
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）	63
4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進	64
第5章 計画の推進体制	67
1 推進体制	68
2 計画の点検・評価	68
資料編	69
1 本計画の策定経過	70
2 松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	71
3 子育てに関する調査の概要	72
4 子育てに関する調査による量の見込みの算出方法	73
(1) 基本となる計算式	73
(2) 潜在家庭類型割合	74

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育てをめぐる国の政策の動向

わが国では、平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上、最低の値となった「1.57 ショック」を契機に、子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化され始めました。平成 15 年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、平成 24 年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。さらに、「希望出生率 1.8」の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」をはじめとする、出産や就労等の子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されてきました。

子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けて、これまで様々な取組が行われてきましたが、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、近年では子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、いじめや不登校、若者の引きこもりなど問題の複合化・複雑化が指摘されるようになっていきます。

国では、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。また、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成 27 年には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されました。

そして、これらの国の対策をより強力に推進するため、令和 5 年にこども家庭庁が発足するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども基本法」が施行され、総合的な施策の方向を示す「こども大綱」が閣議決定され、市町村に「こども計画」の策定が求められています。

(2) 松本市の子ども・子育て政策の動向

本市の子ども・子育て施策は、こうした全国的な流れを踏まえながら展開されてきました。平成 17 年には「次世代育成支援対策推進法」に基づき「松本市次世代育成支援行動計画」（平成 17～26 年度）を策定し、子どもが健やかに成長できる環境の整備や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備を行ってきました。

平成 27 年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく「松本市子ども・子育て支援事業計画」（第 1 期：平成 27～令和元年度／第 2 期：令和 2～令和 6 年度）と、平成 25 年に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（第 1 次：平成 27～令和元年度／第 2 次：令和 2～令和 6 年度）を策定し、「松本市次世代育成支援行動計画」の施策をこの 2 つの計画で役割分担して引き継ぎながら、子どもや子育て家庭に対する総合的な支援の充実を推進してきました。

本市の総合計画（第 11 次基本計画）では基本施策の 1 つめに「こども・若者・教育」を位置付け、子ども・子育て施策に注力しているところであり、国が示すこども大綱を踏まえつつ、引き続き、両計画で役割を分担し、こどもまんなか社会の実現に向けた総合的な施策を推進するため、新たに「第 3 期松本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定します。

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法と計画の記載事項

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画という性格を持っており、子ども・子育て支援法第 61 条により、以下のように記載内容が規定されています。

本計画では、基本的記載事項に加え、任意的記載事項の一部についても記載します。

≪基本的記載事項≫

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

≪任意記載事項≫

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
- 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

(2) 計画の位置付け

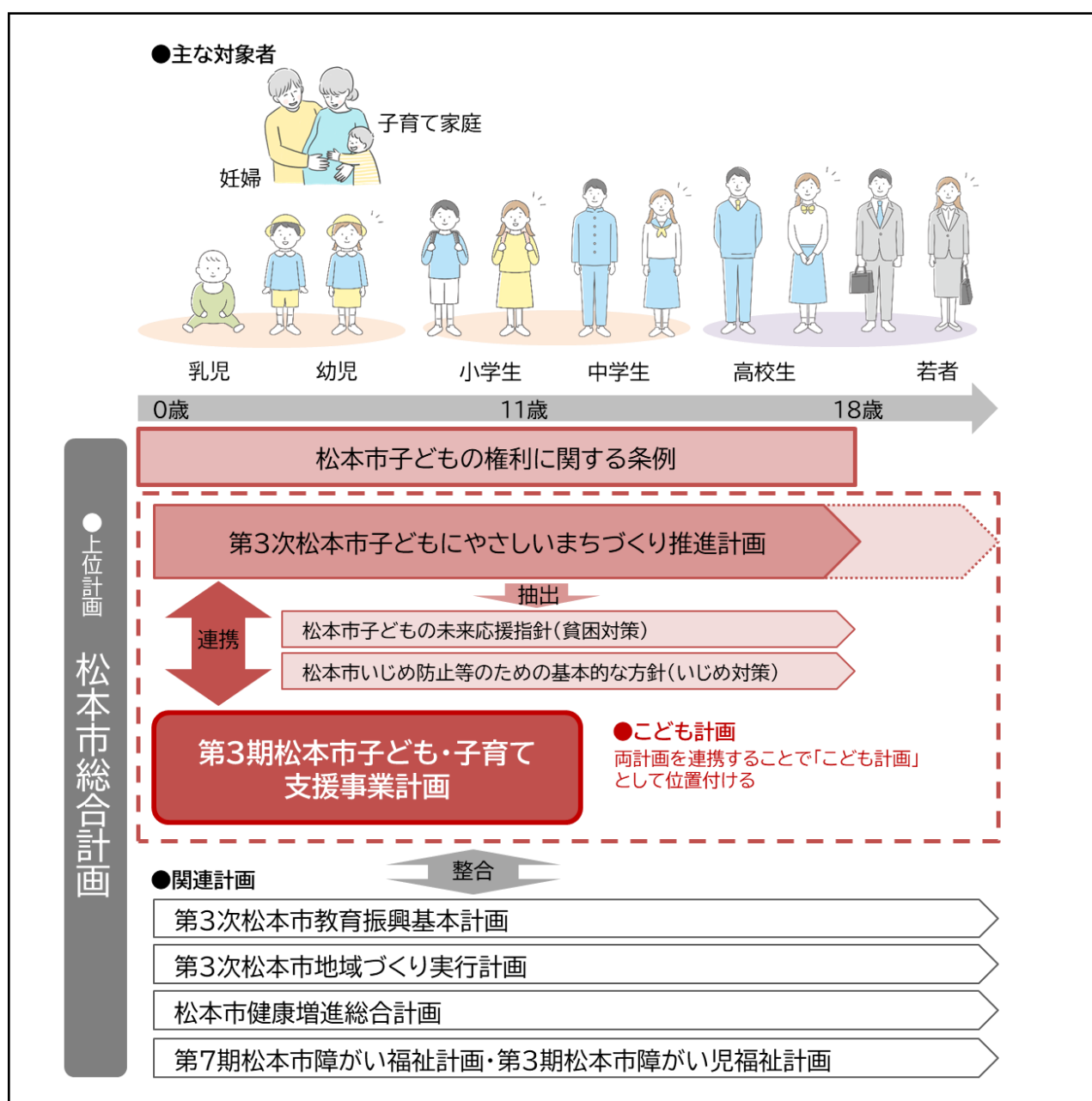
ア 松本市における他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「松本市総合計画」のもと、小学生までの子どもと子育て家庭を支援する、子育て分野の事業計画と位置付けられるものです。

本市における子ども・子育て分野の計画の前提となる「子どもの権利に関する条例」に基づき、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」と連携させるとともに、関連する各分野の個別計画（「教育振興基本計画」、「地域づくり実行計画」「健康増進総合計画」等）とも整合させながら、施策・事業を展開していきます。

また、これまで本計画とは別に策定していた「新・松本市放課後子ども総合プラン¹」の計画期間の終了に伴い、放課後児童対策に関する施策を本計画に統合します。

図 1 本計画の位置付け

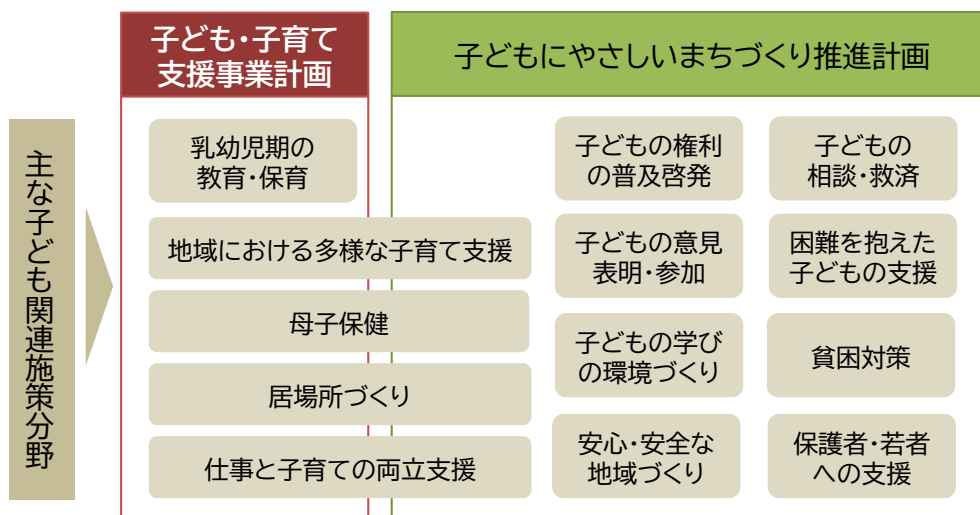


¹ 国の動向に合わせ、本市では平成 19 年度に「松本市放課後子どもプラン」を策定。平成 28 年度に「松本市放課後子ども総合プラン」に移行し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を実施。

イ 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」との関係

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「松本市次世代育成支援行動計画」（平成 17～26 年度）の内容を、「松本市子ども・子育て支援事業計画」と「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の 2 つの計画によって引き継ぎ、子育て分野の施策を総合的に実施してきました。今回、国のこども大綱の流れを受け、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」に若者施策を追加し、こども計画に含まれる施策内容を以下のように両計画で分担して相互に関連付けることで、こども計画として位置付けます。

図 2 こども大綱（こども計画）に含まれる施策分野の両計画の対応



ウ 松本市の子育て分野の計画の前提

本市では、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを目指し、平成 25 年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しています。

本市の子育て分野の計画は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、条例に示された以下の視点を踏まえて策定されています。

図 3 松本市子どもの権利に関する条例（前文）

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画の中間年に当たる令和9年度に計画の見直しを行います。

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

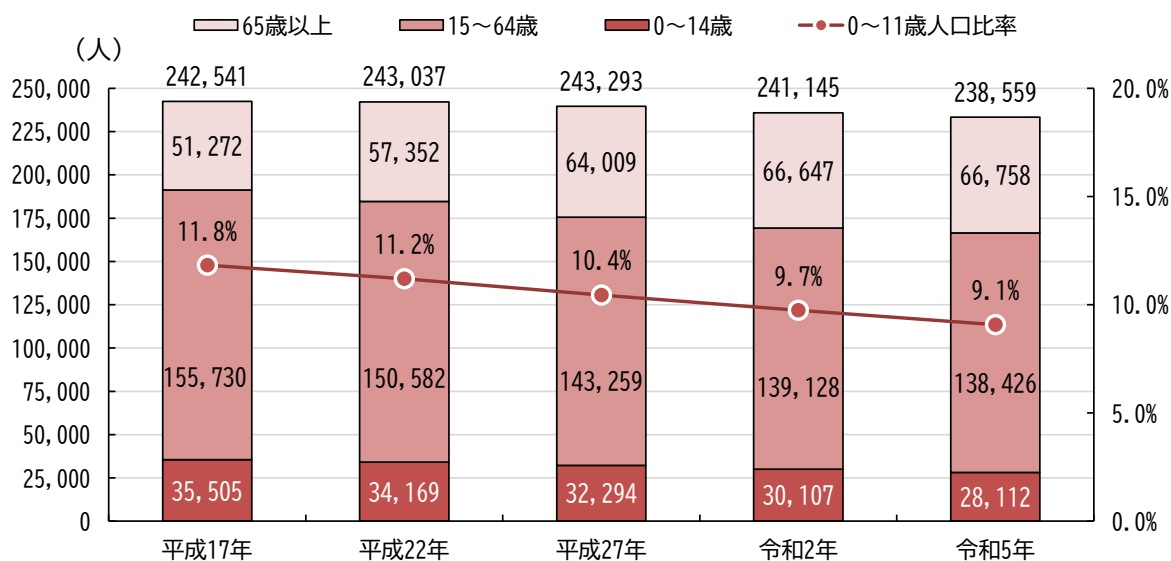
1 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、しばらく 24 万人台で推移してきましたが、令和 5 年に 24 万人を下回りました。年齢 3 区分別の人口推移をみると、0～14 歳までの年少人口はこの 20 年近くで 2 割ほど減少し、少子化が進んでいます。本計画が対象とする 0～11 歳の総人口に占める割合も減少傾向にあり、令和 5 年は 9.1%となっています。

0～11 歳の人口についても減少し続けており、令和 5 年は 21,658 人となっています。

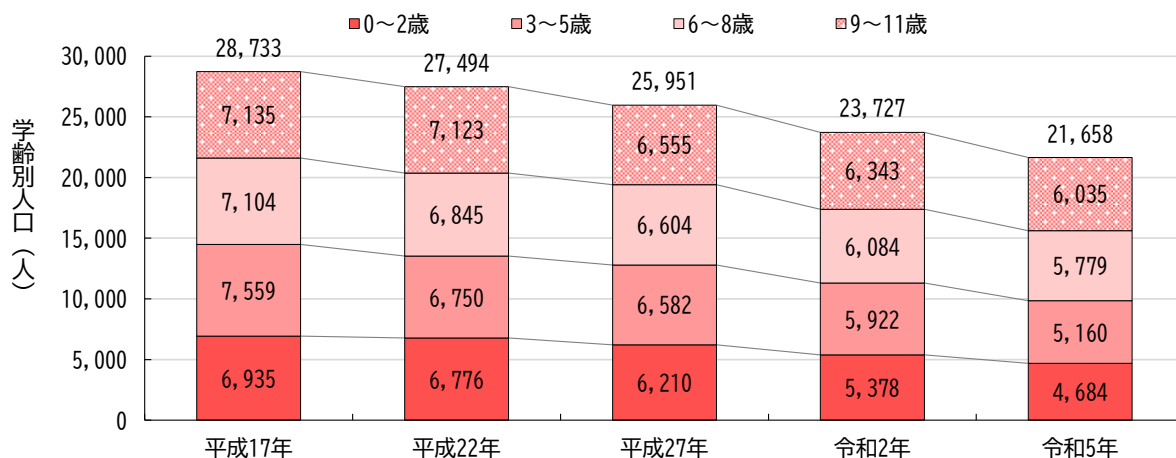
図 4 松本市の総人口、年齢 3 区分人口および 0～11 歳人口比率



出典：長野県「毎月人口異動調査」（各年 10 月 1 日）

※平成 22 年より前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値 ※総人口は年齢不詳人口を含む

図 5 0～11 歳人口（学齢別）



出典：総務省「国勢調査」/令和 5 年は住民基本台帳

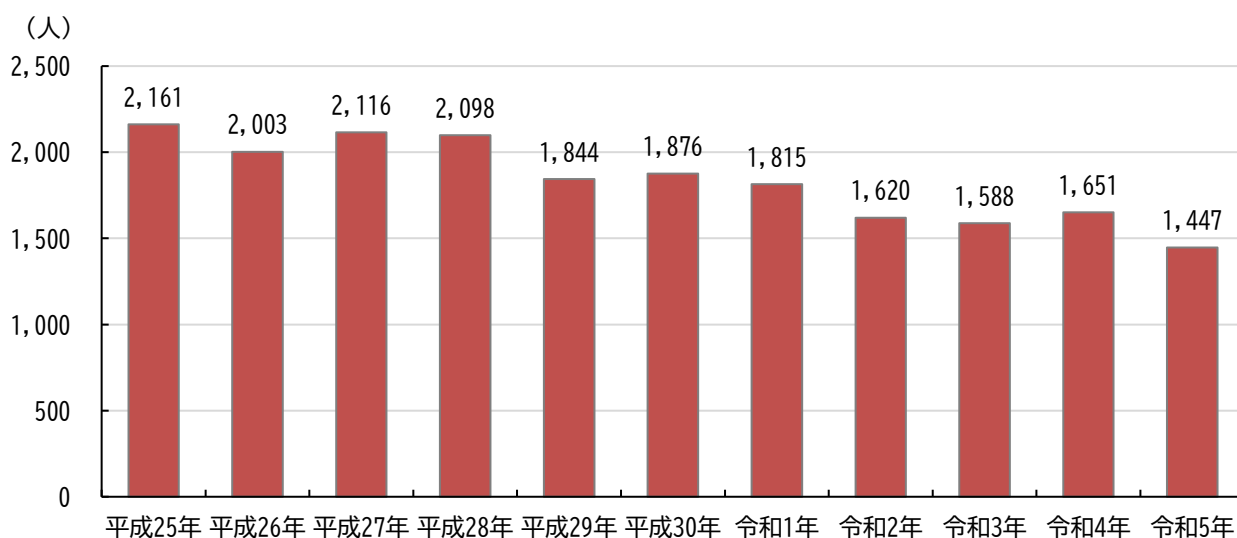
※平成 22 年より前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

(2) 出生の状況

本市の出生数は、平成 25 年は 2,161 人でしたが、令和 5 年は 1,447 人となり、500 人以上の減少となっています。

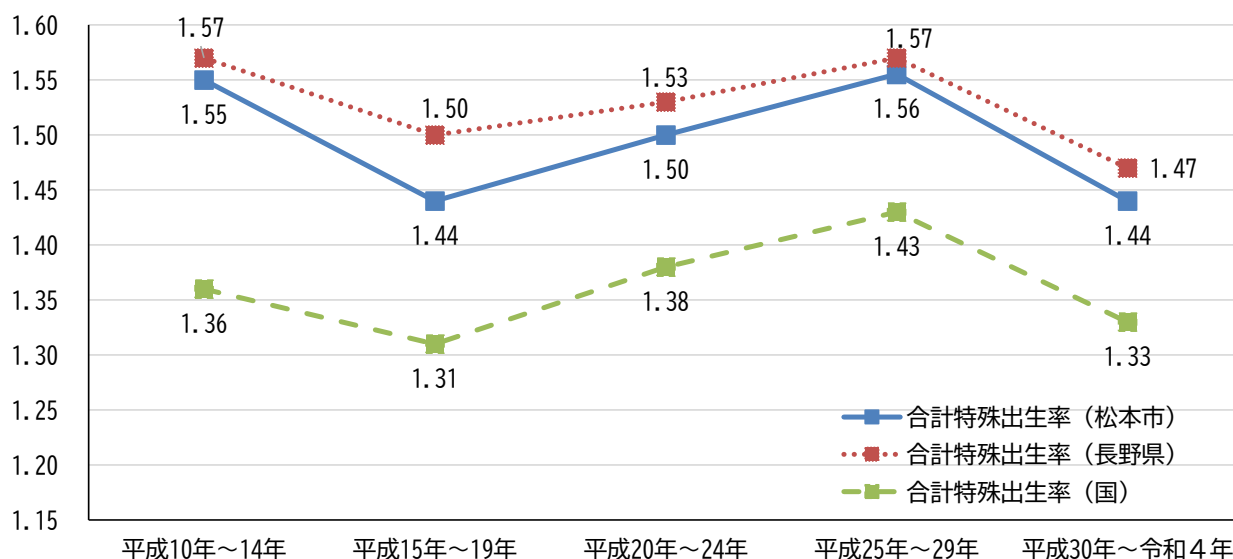
合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数）は、全国より高い水準で推移していますが、長野県全体の数値よりは低くなっています。平成 25～29 年は 1.56 まで持ち直しましたが、平成 30～令和 4 年は 1.44 と再び減少に転じています。

図 6 出生数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

図 7 合計特殊出生率の推移



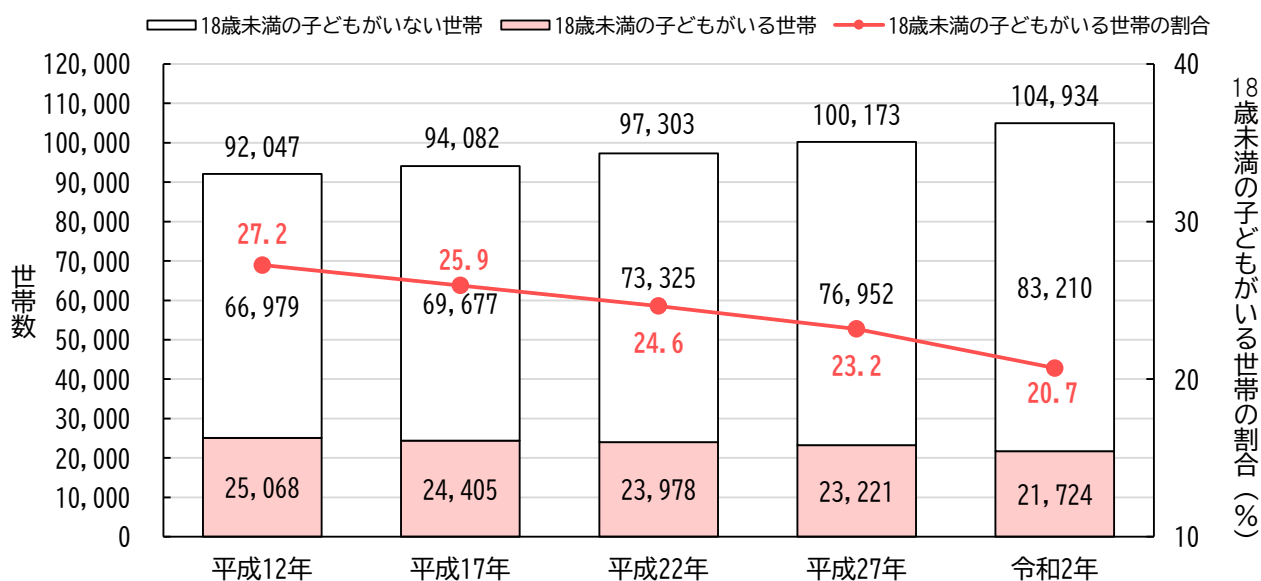
出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3) 世帯の状況

本市の総世帯数は増加傾向にありますが、このうち 18 歳未満の子どものいる世帯数は増えておらず、その割合をみると減少が続いています。令和 2 年は全世帯の 20.7% が 18 歳未満の子どものいる家庭となっています。

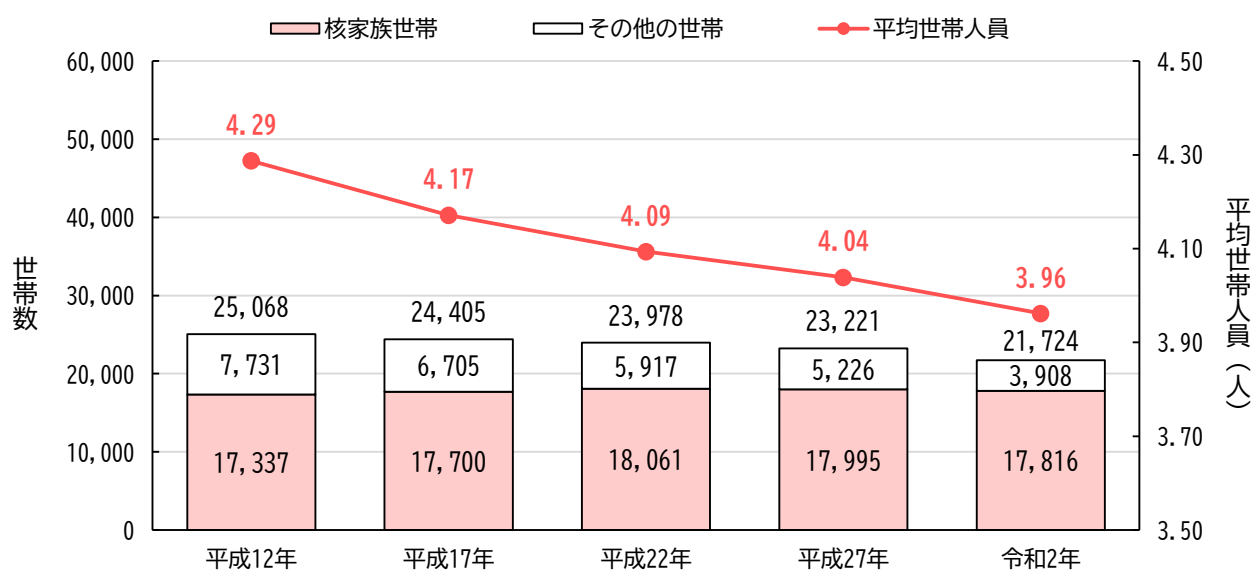
18 歳未満の子どものいる家庭の平均世帯人数は減少しており、令和 2 年は 4 人を下回っています。また、核家族世帯が平成 7 年に比べ、約 2,500 世帯増加しており、核家族化が進んでいます。

図 8 18 歳未満の子どものいる世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」 ※平成 22 年より前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

図 9 18 歳未満の子どものいる世帯の類型および平均世帯人数



出典：総務省「国勢調査」 ※平成 22 年より前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

2 家庭の状況

(1) 女性の年齢別就業率

令和2年の本市の女性の年齢別就業率は、どの年代も全国平均より高く、長野県全体より低い傾向がみられます。子育てをする女性が多くなる30歳代前半で就業率が下がるいわゆるM字カーブの谷の傾斜が全国・県よりもやや大きくなっています。

しかし、本市の女性就業率を経年比較すると、令和2年の30代前半の就業率は66.4%で平成22年、平成27年の時よりも高くなっており、M字カーブは解消されてきていると考えられます。

図 10 全国・長野県・松本市の女性の就業率の比較（令和2年）

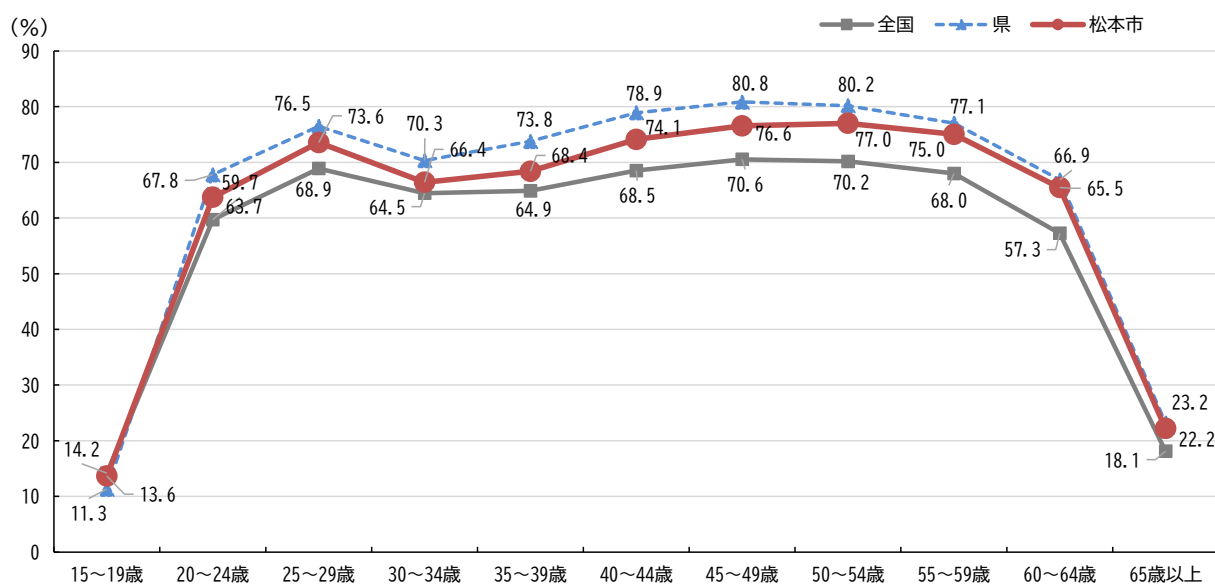
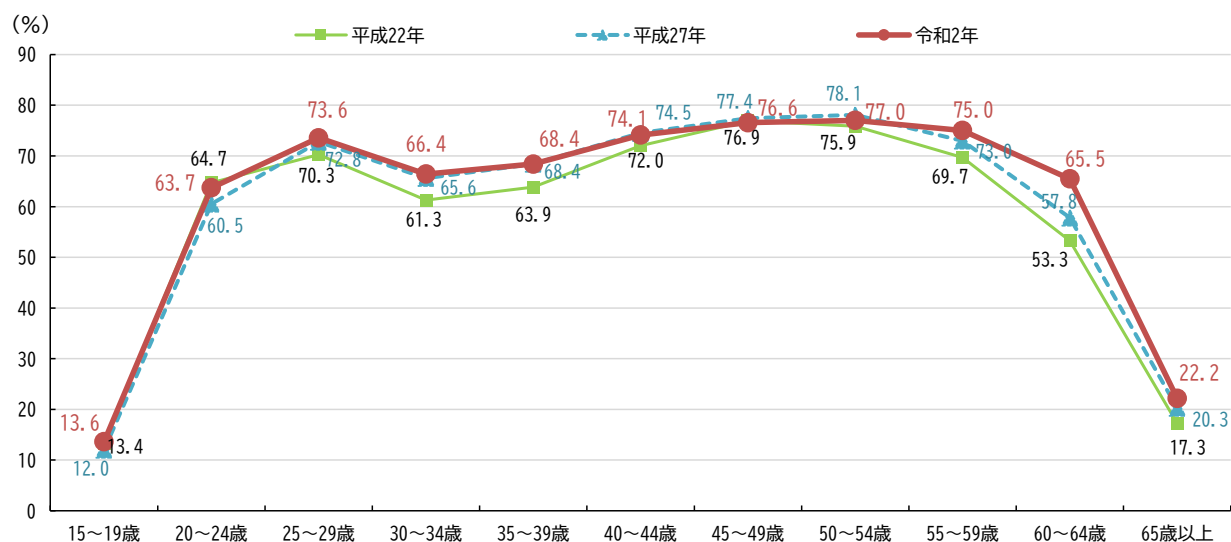


図 11 松本市の女性の就業率の経年比較

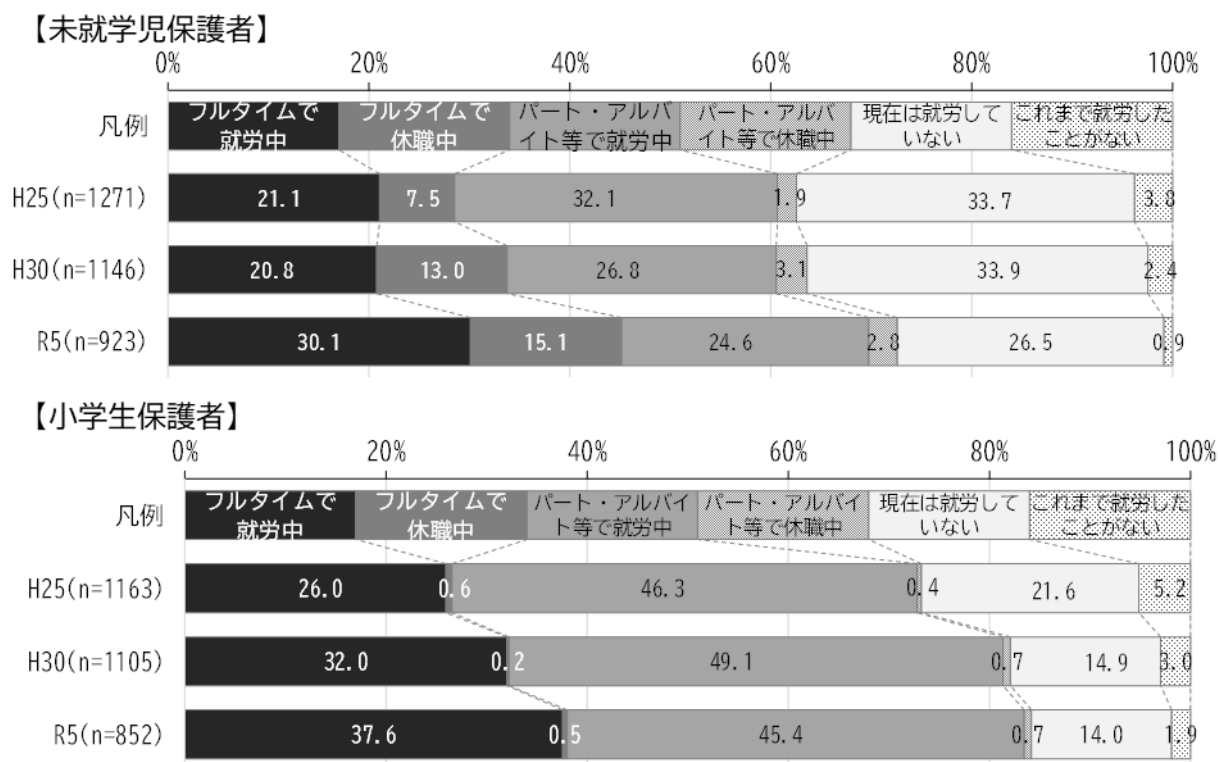


出典：総務省「国勢調査」

(2) 母親の就労状況

市の「子育てに関する調査」における母親の就労状況をみると、令和5年度調査ではフルタイム就労（休職中含む）の割合が未就学児保護者で45.1%、小学生保護者で38.1%となっており、過去調査に比べ大きく増え、フルタイムで働く母親が増えていると考えられます。

図 12 母親の就労状況

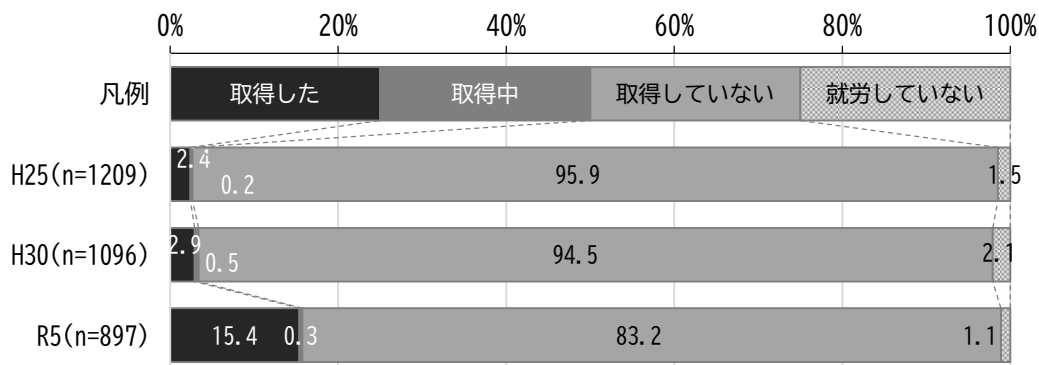


出典：松本市「子育てに関する調査」

(3) 父親（未就学児保護者）の育児休暇取得状況

未就学児の父親の育児休暇取得割合は15.4%となっており、過去調査に比べ、大きく伸びています。

図 13 未就学児の父親の育児休暇取得状況

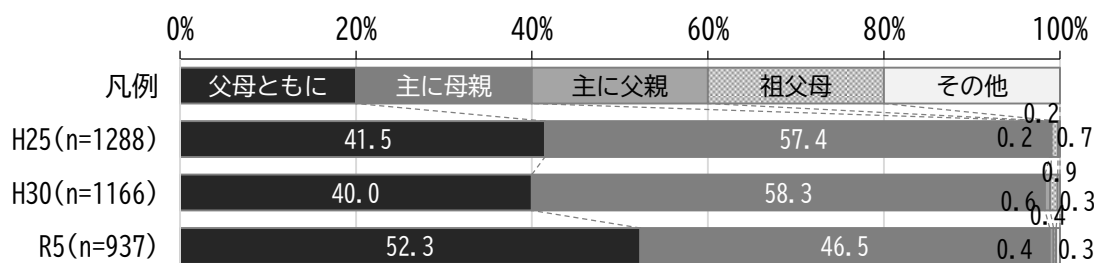


出典：松本市「子育てに関する調査」

(4) 子育てを主に行っている人

未就学児の家庭において、「父母ともに子育てを行っている」の割合が52.3%と今回調査で初めて半数を超え、父親の育児参加が進んでいることがうかがえます。

図 14 子育てを主に行っている人（未就学児保護者）

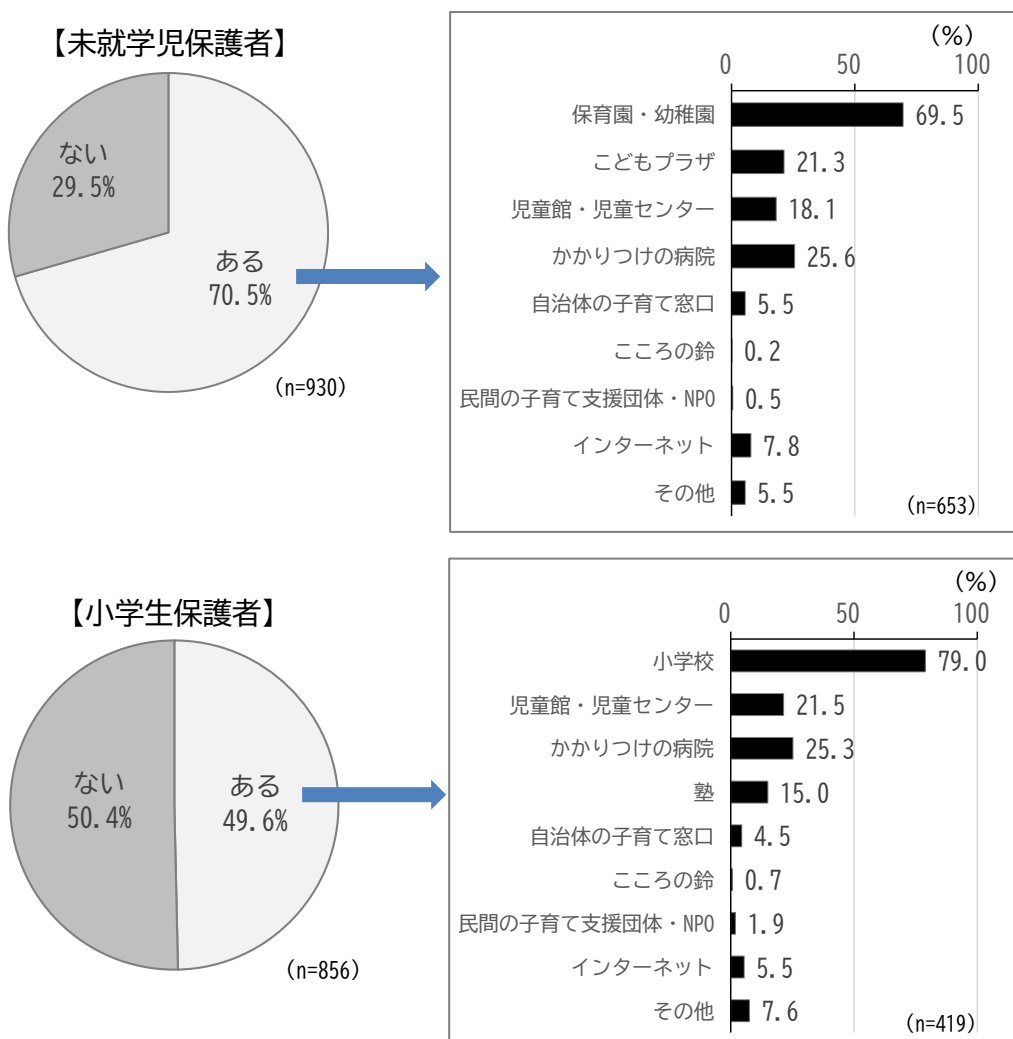


出典：松本市「子育てに関する調査」

(5) 子育てに関する相談先

未就学児保護者の約3割、小学生保護者の約5割が相談先が「ない」と回答しています。相談先は保育園・幼稚園、小学校をあげる保護者が多く、身近な相談先となっています。

図 15 子育てを主に行っている人（未就学児保護者）



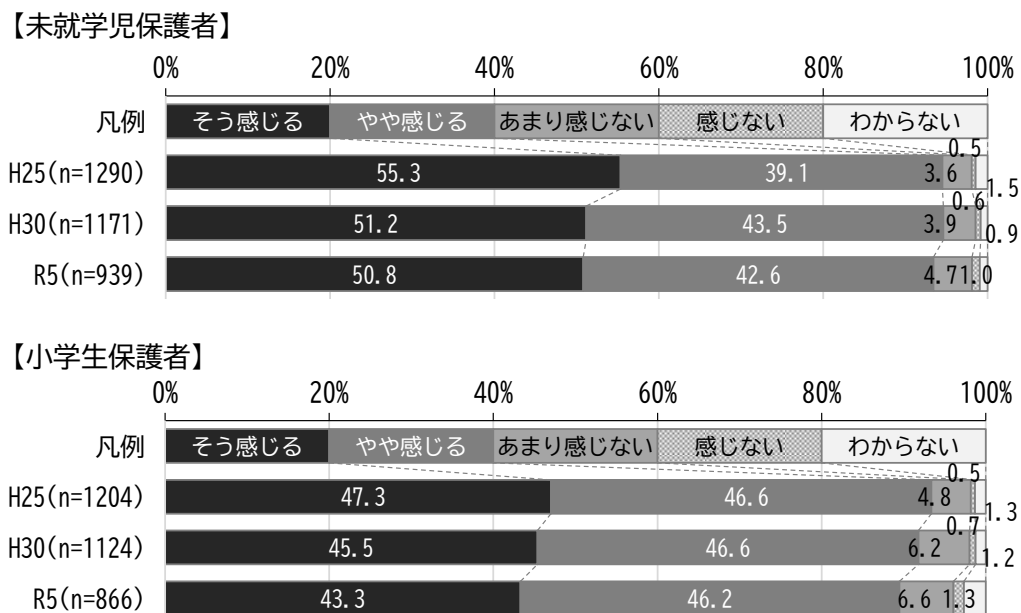
出典：松本市「子育てに関する調査」

3 子育ての意識

(1) 子育てを楽しんでいるか

子育て家庭のほとんどが子育てを楽しんでいると感じていますが、「あまり感じない」「感じない」の割合が過去調査よりも増えています。

図 16 子育てを楽しんでいるか

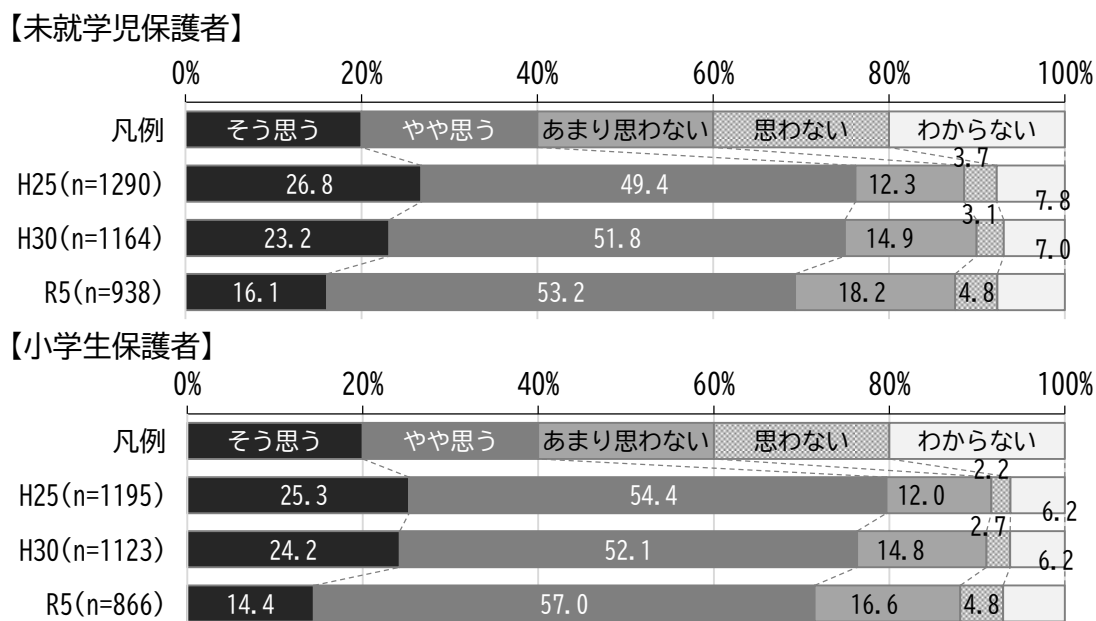


出典：松本市「子育てに関する調査」

(2) 松本市は子育てしやすいまちだと思うか

松本市が子育てしやすいまちだと思う人の割合は過去2回の調査に比べ減少しており、「思わない」と回答した保護者の割合が少しずつ増えてきています。

図 17 松本市は子育てしやすいまちだと思うか

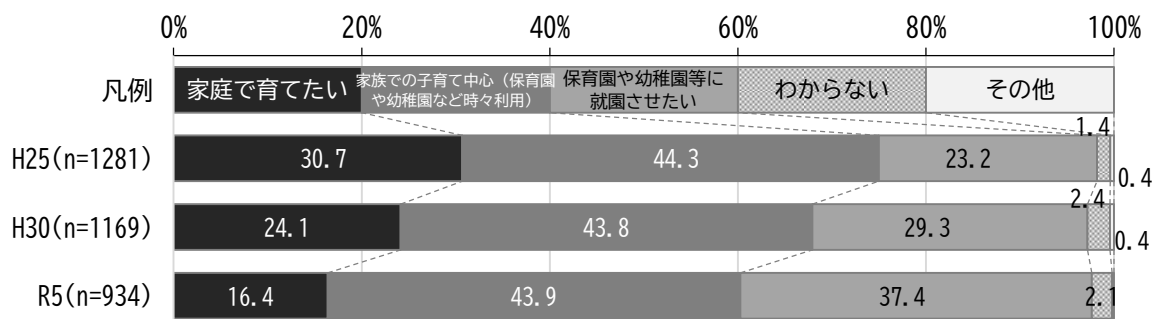


出典：松本市「子育てに関する調査」

(3) 3歳までの望ましい子育て環境の考え方

3歳まで「家庭で育てたい」とする未就学児の保護者はこの10年間で半減している一方、「保育園や幼稚園等に就園させたい」と考える保護者が大きく増加しており、3歳未満の保育ニーズが高まっています。

図 18 3歳までの望ましい子育て環境（未就学児保護者）

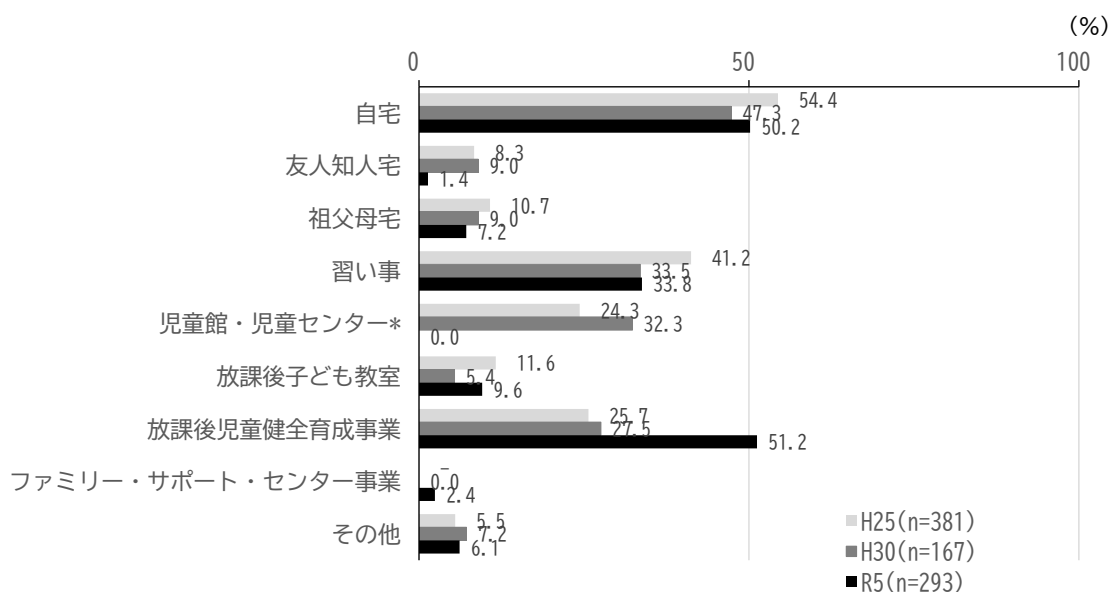


出典：松本市「子育てに関する調査」

(4) 放課後の過ごし方の希望

現在未就学のお子さんが小学校（低学年）になったら放課後をどう過ごさせたいかを聞いたところ、「放課後児童健全育成事業」が51.2%で最も高く、過去調査に比べ大きく伸びています。今後、放課後児童健全育成事業のニーズの増大が予想されます。

図 19 小学校低学年で希望する放課後の過ごし方（未就学児保護者）

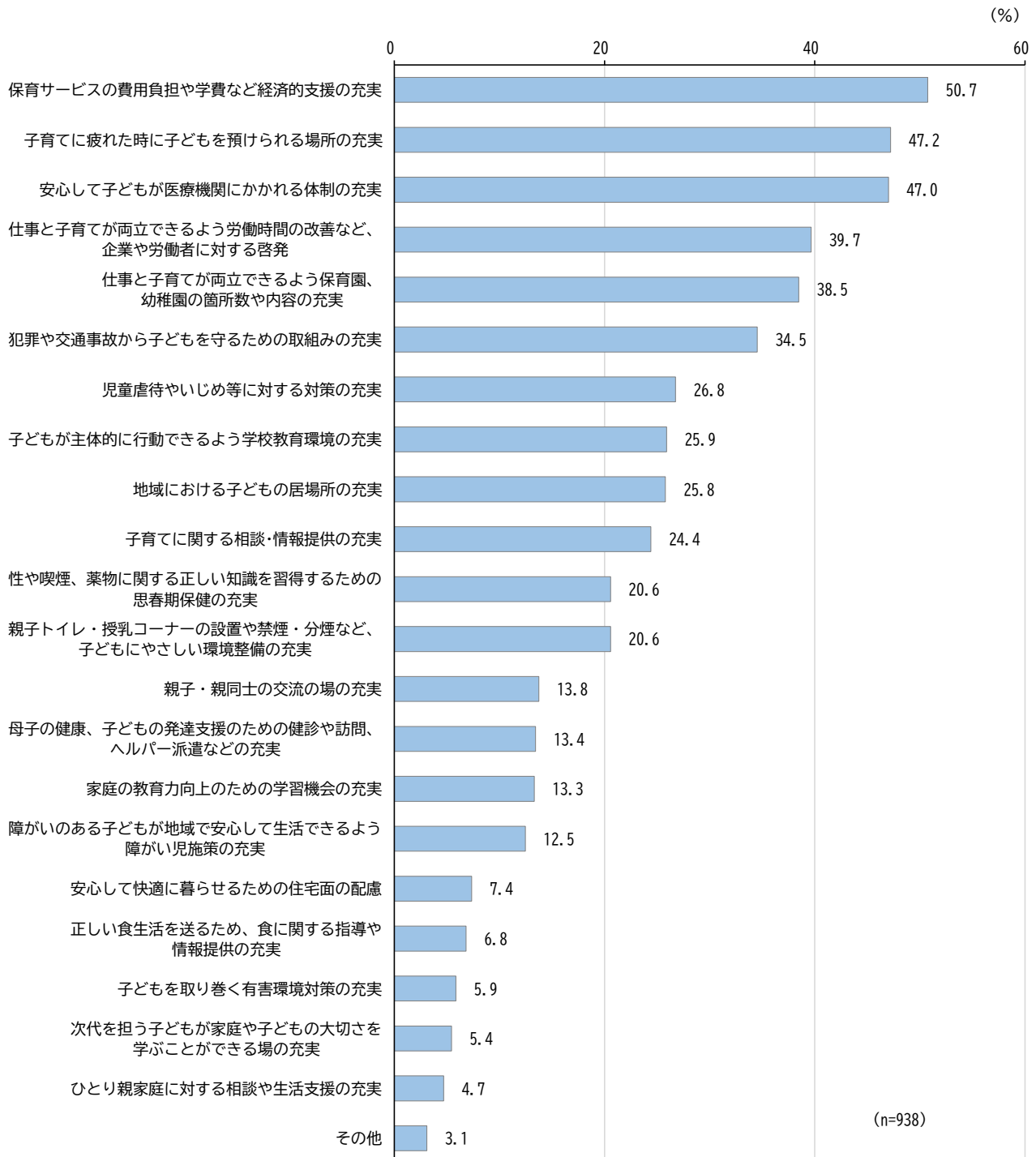


出典：松本市「子育てに関する調査」

(5) 子育て支援のニーズ

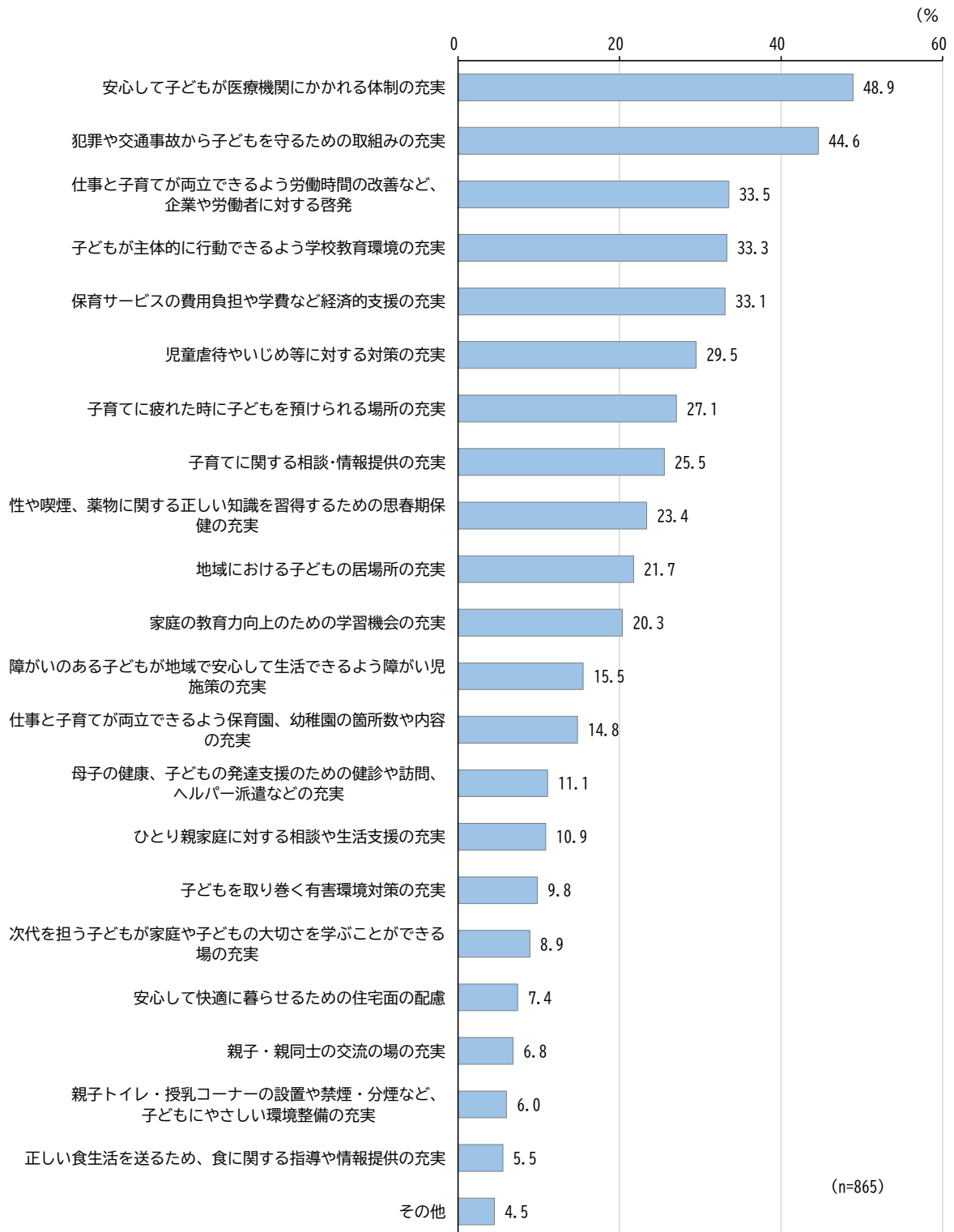
これからの子育て支援施策で重要だと思うものは、未就学児保護者では「経済的支援」「預ける場所の充実」「医療機関の充実」の順で高い。小学生保護者になると、「医療機関の充実」「犯罪や交通事故から守る取り組み」が特に高くなっています。

図 20 子育て支援施策で特に重要だと思うもの（未就学児保護者）※複数回答



出典：松本市「子育てに関する調査」

図 21 子育て支援施策で特に重要だと思うもの（小学生保護者）※複数回答



出典：松本市「子育てに関する調査」

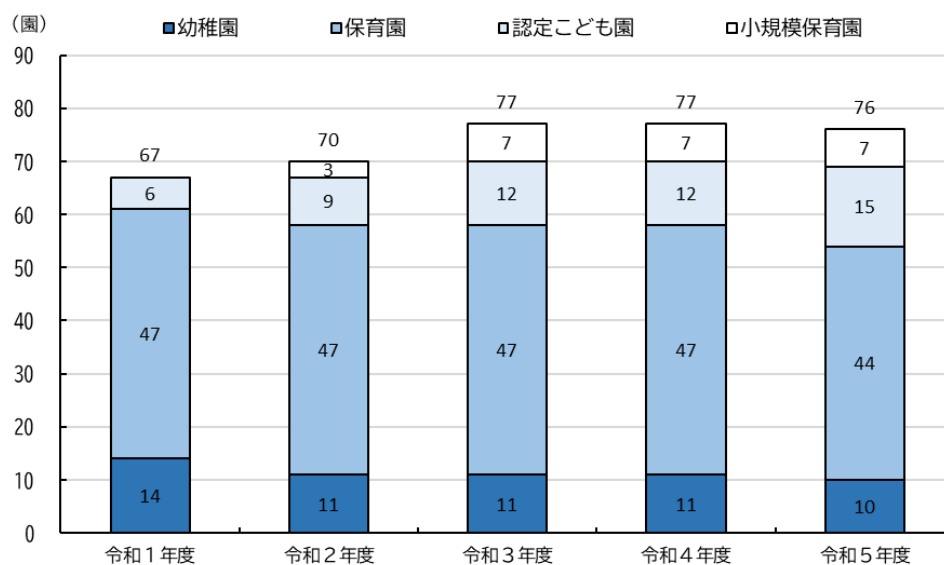
4 子育て支援サービスの利用状況

(1) 乳幼児期の教育・保育の提供・利用状況

認定こども園が令和元年から9園増え、15園となっています。また、増大する3歳未満児の保育ニーズと待機児童に対応するため、地域型保育として小規模保育園の事業者募集を行い、令和2年4月に3園、令和3年4月に4園の計7園を設置しています。

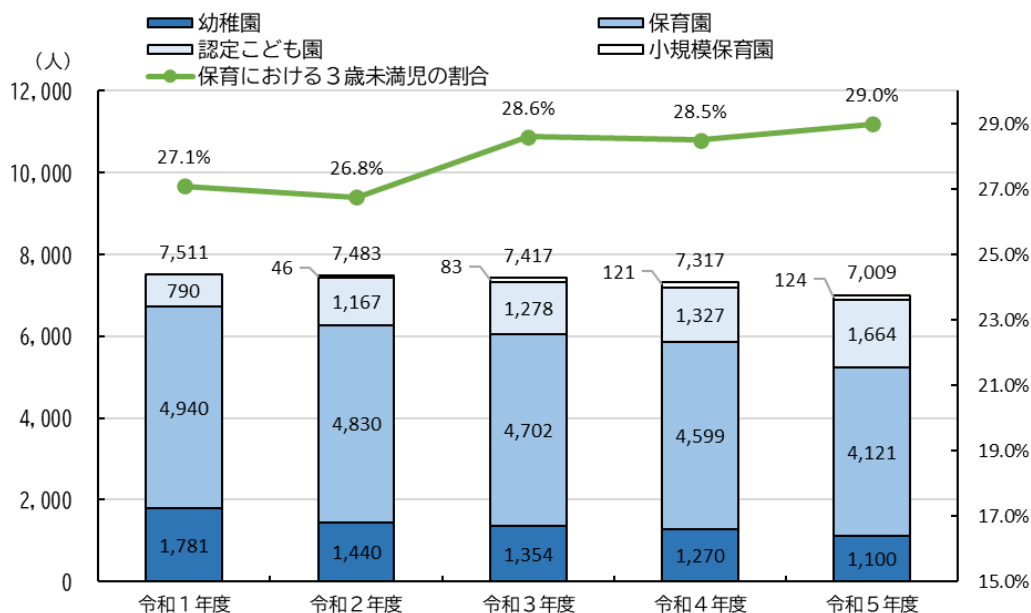
こうした認定こども園と小規模保育園の増加により、両施設に在籍する児童数が増えるとともに、在籍児童全体に占める3歳未満児の割合が増加してきています。

図 22 乳幼児期の教育・保育の提供状況（園の数）



出典：松本市保育課

図 23 在籍児童数の推移



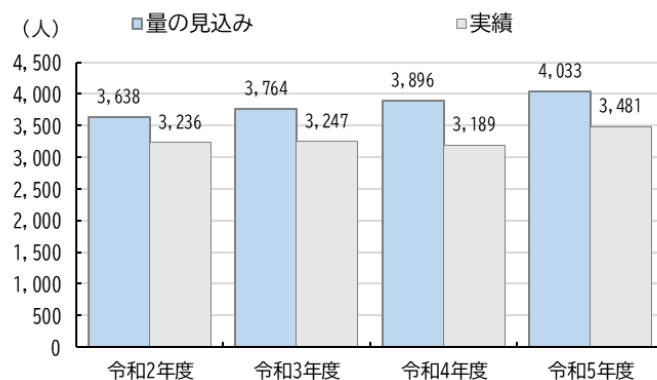
出典：松本市保育課

(2) 主な地域子ども・子育て支援サービスの提供状況

①放課後児童健全育成事業の利用状況

新型コロナウイルス感染症の影響で休館や利用中止日があり、また、利用登録者数も減少したことにより、計画での量の見込みを実績が下回りました。

図 24 放課後児童健全育成事業の利用者数

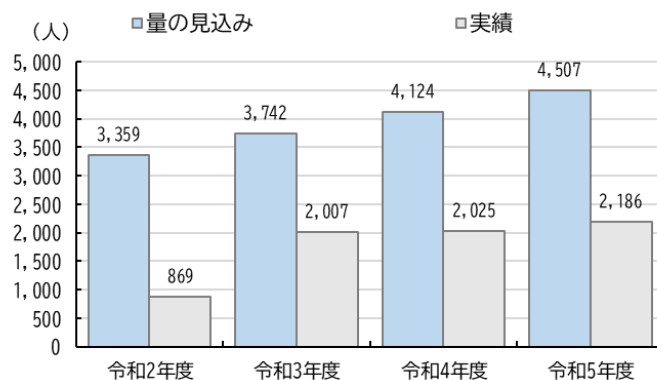


出典：松本市こども育成課

②病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児保育を提供する施設の職員のコロナ感染により施設を休止した期間があったことや、保護者の預け控えが続いたことにより、量の見込みを大きく下回りました。

図 25 病児病後児保育の利用者数

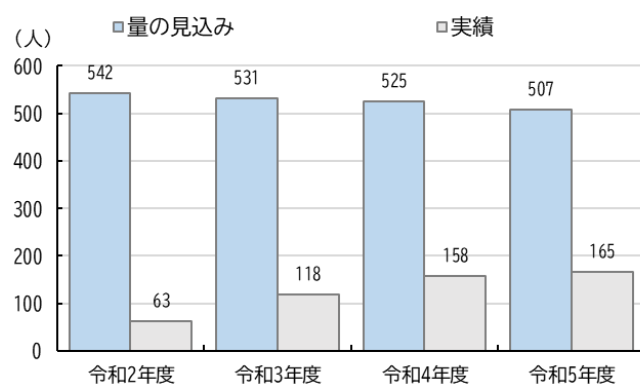


出典：松本市こども育成課

③子育て短期支援事業の利用状況

コロナ禍ではショートステイの受入を制限したため、量の見込みを大きく下回りました。

図 26 子育て短期支援事業の利用者数



出典：松本市こども福祉課

第3章 計画策定の方向性

1 本計画でめざす姿

本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に定めるように、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。

●基本理念

すべての子どもにやさしいまち

この基本理念のもとに、本計画では、すべての子どもが未来に希望を抱き、健やかに成長していけるよう、地域が一体となった「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援を通じて、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

●本計画でめざすこと

こどもまんなか社会をめざして 「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援

「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援 とは

松本市が培ってきた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を維持・向上させ、「安心して子どもを産み、育てやすいまちづくり」に今後も取り組むとともに、親子が共に育つ教育・保育環境を整えます。(育ちあい、支えあい)

また、子育て世帯が、仕事と家庭の両立を実現しやすい環境づくりを推進しながら、子どもの健やかな成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域が重層的に支えあい、その喜びを分かちあう社会の実現をめざします。(支えあい、分かちあい)

2 基本目標

本計画では、めざす姿の実現に向けて、次の3つの基本目標掲げて事業を展開します。

基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保
【育ちあい・支えあい】

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実
【育ちあい・支えあい】

**基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を
実現する環境づくりの推進** 【支えあい・分かちあい】

基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保 【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・母親の就業率やフルタイムでの就労が増加しているほか、3歳までに就園させたいと希望する保護者が増えており、3歳未満児に待機児童が発生しています。安心して保護者が子どもを預けられる教育・保育環境を確保することが重要です。
- ・乳幼児期の子育て家庭の多くが、子育てに関する経済的負担の軽減を求めています。



就園ニーズに応えられる教育・保育環境を実現するため、乳幼児期の教育・保育について適切な事業量を見込み、待機児童の解消に取り組んでいきます。合わせて、保育の質を向上していくために、保育士の確保、施設への巡回指導や研修の充実を推進します。また、生活圏を考慮し子育て家庭にとって無理のない就園ができる環境を整えます。

さらに、幼児教育・保育の無償化を推進し、子育て家庭の経済的負担を軽減していきます。

基本目標２ 地域のニーズに応じた子育て支援の充実

【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・少子化、核家族化等の社会や家庭の変化に対応して、子どもを安心して生み・育てられる環境づくりを推進していくため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援をさらに強化していくことが求められます。
- ・相談事業の利用件数は増えており、特に発達に関する相談が増加しているほか、児童虐待相談も発生しています。一方、子育てに不安を抱える人や相談先がないと回答する保護者が一定数みられ、身近に相談できる先の充実と周知が必要です。
- ・母親の就業率上昇やさまざまな預かりニーズに対応し、子どもを安心して預けられる多様なサービス・体制を充実していく必要があります。特に、放課後児童健全育成事業については、一部の施設で急速に老朽化・狭隘化が進んでいるほか、ニーズ量のさらなる増加も見込まれます。



本市では、令和6年4月に母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を目指し、こども家庭センターを設置しました。本センターを中心に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもからの相談に応じ、関係機関との連携を強化することで、援助を要する状況にある家庭に対して着実な支援につなげる等、切れ目のない支援の更なる充実を図ります。

また、放課後児童健全育成事業については、預かりのニーズが急増するとともに、一部施設の老朽化・狭隘化が進んでいることから、適切な事業量を見込み、計画的な改修による受け入れ環境の改善・整備を進めます。

その他、新しく開始する「誰でも通園制度」や、延長保育、病児病後児保育、一時預かり、ショートステイなど、多様な預かりサービスを充実させ、適切な事業量を確保します。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する 環境づくりの推進【支えあい・分かちあい】

■現状の課題

- ・母親のフルタイム就労が増え、また、父親の育休取得も増加しているように、子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりが進みつつあり、この動きをさらに後押ししていく必要があります。
- ・子どもと関わる時間が相対的に減少していく中で、子育ての質を担保していくためには、家庭の子育て力を底上げするための支援に取り組んでいくことも重要です。



子育てと仕事の両立を実現できるようにするため、家庭での父親の育児参加や子育てに関する職場の理解をさらに促進します。

また、家庭の子育て力を向上させるため、家庭での子育ての重要性や喜びを保護者が実感できるように、子育てに関する情報提供のタイミングや内容を改善していきます。

3 事業計画の構成

上述の基本理念やめざす姿、基本目標に基づき、以下のとおり事業を展開します。

1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

2 基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保 子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進 (保育課)
- (2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進 (保育課)

3 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実 地域子ども・子育て支援事業の実施

- (1) 利用者支援事業 (健康づくり課、こども育成課、保育課)
- (2) 地域子育て支援拠点事業 (こども育成課)
- (3) 妊婦健康診査 (健康づくり課)
- (4) 産後ケア事業【新規】 (健康づくり課)
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こども福祉課)
- (6) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 (こども福祉課)
- (7) 子育て世帯訪問支援事業 (こども安心訪問支援事業)【新規】 (こども福祉課)
- (8) 子育て短期支援事業 (こども福祉課)
- (9) ファミリー・サポート・センター事業 (こども育成課)
- (10) 一時預かり事業 (保育課)
- (11) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】 (保育課)
- (12) 延長保育事業 (保育課)
- (13) 病児・病後児保育事業 (こども育成課)
- (14) 放課後児童対策 (放課後児童健全育成事業／放課後こども教室) (こども育成課)
- (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (保育課)
- (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (保育課)

4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を 実現する環境づくりの推進 関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第4章 事業計画

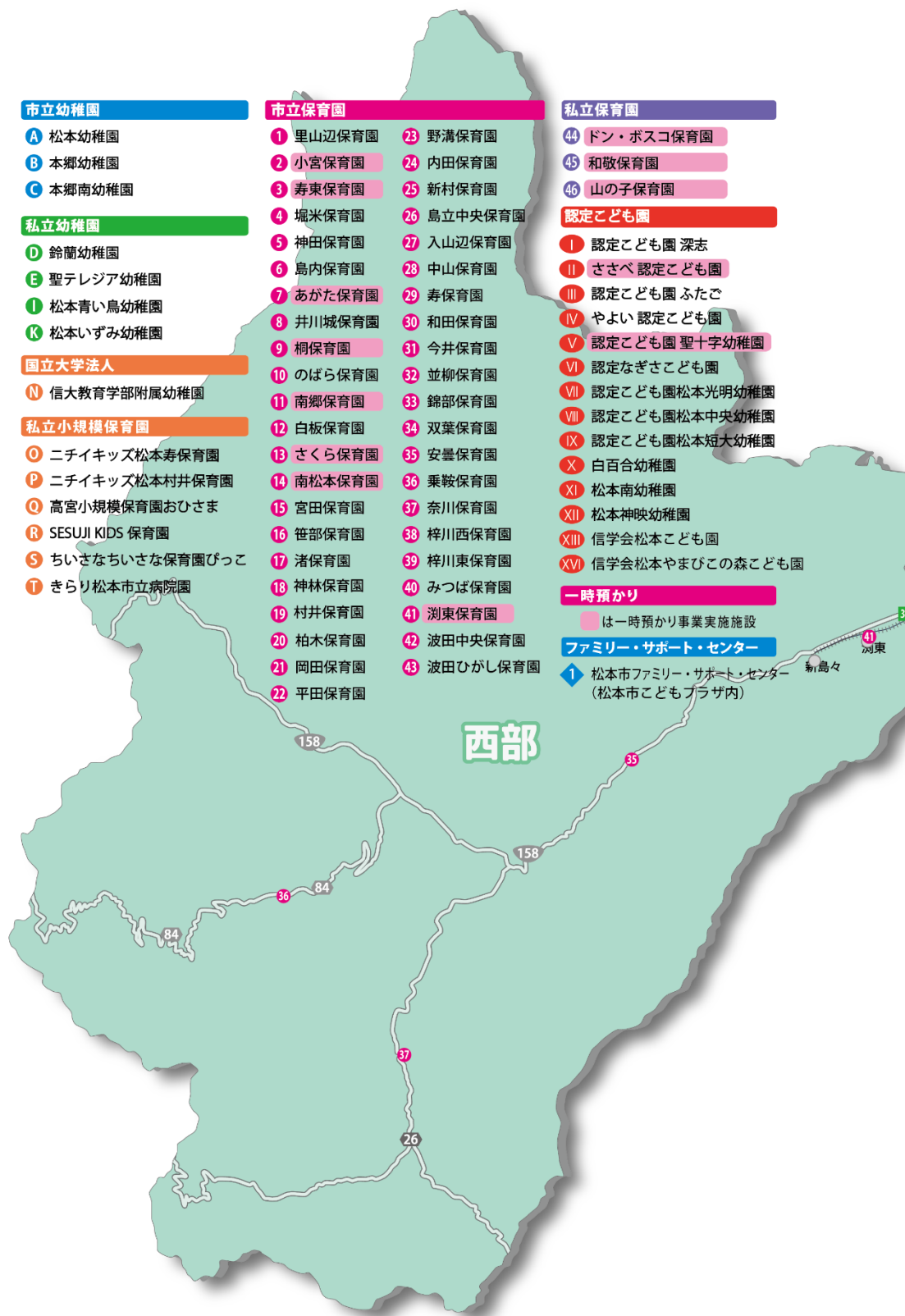
1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

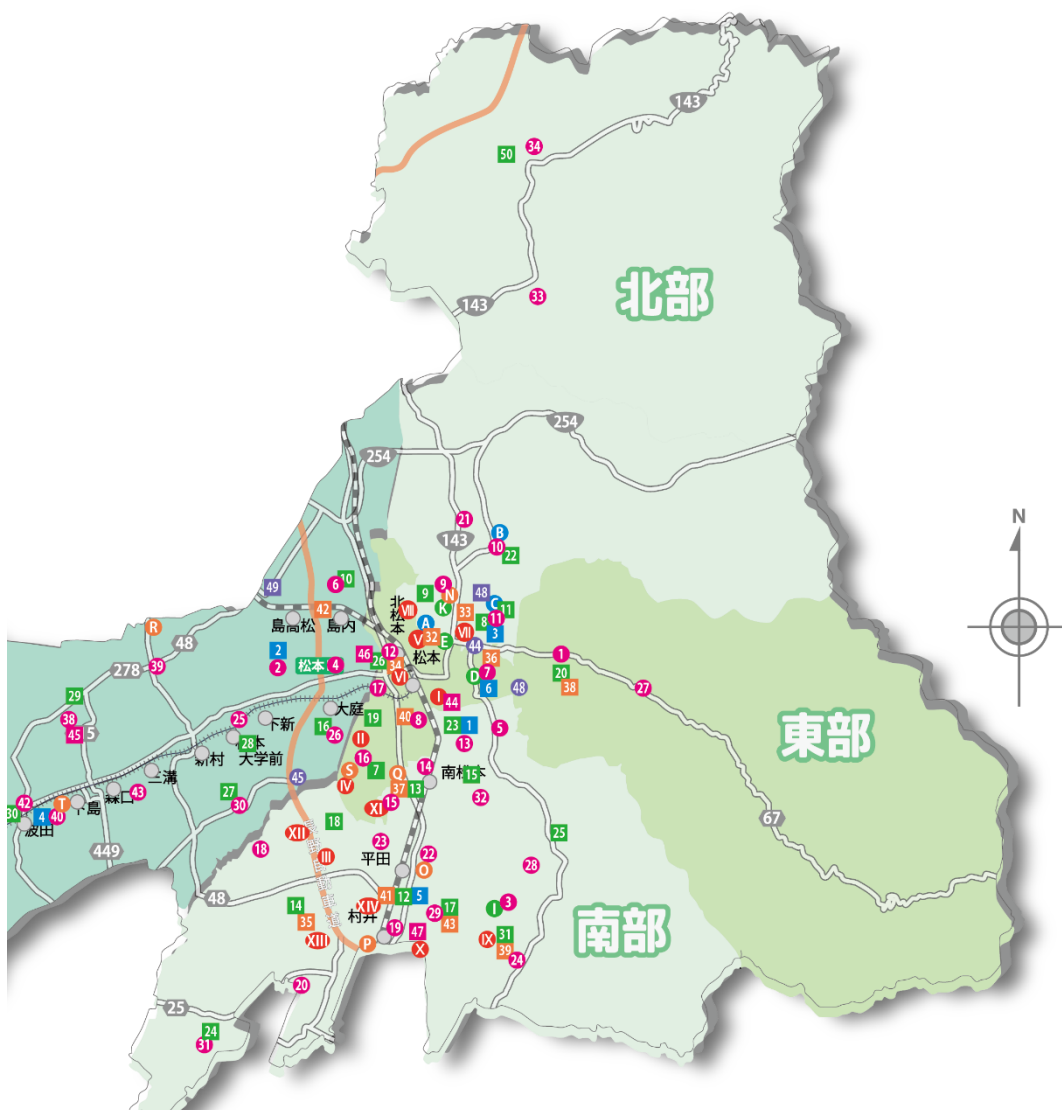
子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。本市においては、下表のとおり設定します。

	量の見込みを出す必要のある事業	対象	区域
教育・保育	(1) 1号認定(認定こども園、幼稚園) 2号認定(教育の利用希望が強いもの)	年少～年長	全市
	(2) 2号認定(認定こども園、保育所)	年少～年長	全市
	(3) 3号認定(認定こども園、保育所、 地域型保育)	3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	全市
地域子ども・子育て支援事業 (松本市における事業名)	(1) 利用者支援事業	0歳～小学6年生	全市
	(2) 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 (事業量は0～3歳で算出)	全市
	(3) 妊婦健康診査	—	全市
	(4) 産後ケア事業・母乳育児相談事業	産後ケア:産後120日までの乳児と母親 母乳・育児相談:産後 1 年未満	全市
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月まで	全市
	(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童の支援に資する事業	—	全市
	(7) こども安心訪問支援事業	—	全市
	(8) 子育て短期支援事業	18歳未満の児童	全市
	(9) ファミリー・サポート・センター事業(※)	0歳～15 歳	全市
	(10) 一時預かり事業	就学前児童	全市
	(11) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	生後半年～3 歳未満の未就園児	全市
	(12) 延長保育事業	就学前児童	全市
	(13) 病児・病後児保育事業	病児:生後5か月～小学校3年生 病後児:未就学児童(満1歳以上)	全市
	(14) 放課後児童健全育成事業	小学生	小学校区
	(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	全市
	(16) 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	—	全市

※ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3区分されます。(9)ファミリー・サポート・センター事業の項目では未就学児・就学児に対する事業量を記載し、病児・病後児に対する事業量は(13)病児・病後児保育事業に記載しています。

市内の教育・保育施設





こどもプラザ

- 1 松本市こどもプラザ
 - 2 松本市小宮こどもプラザ
 - 3 松本市南郷こどもプラザ
 - 4 松本市波田こどもプラザ
 - 5 松本市芳川こどもプラザ
- #### 児童館・児童センター
- 6 あがた児童センター
 - 7 高宮児童センター
 - 8 元町児童館
 - 9 沢村児童センター
 - 10 島内児童センター
 - 11 南郷児童館
 - 12 芳川児童センター
 - 13 南部児童センター
 - 14 菅野児童センター
 - 15 並柳児童センター

16 島立児童センター

- 17 寿児童センター
- 18 二子児童センター
- 19 鎌田児童センター
- 20 山辺児童センター
- 21 岡田児童センター
- 22 浅間児童センター
- 23 筑摩児童センター
- 24 今井児童センター
- 25 中山児童センター
- 26 田川児童センター
- 27 和田児童センター
- 28 新村児童センター
- 29 梓川児童センター
- 30 波田児童センター
- 31 明善児童センター

児童育成クラブ

- 32 開智児童育成クラブ
- 33 旭児童育成クラブ
- 34 田川児童育成クラブ
- 35 菅野児童育成クラブ
- 36 清水児童育成クラブ
- 37 開明児童育成クラブ
- 38 山辺児童育成クラブ
- 39 明善児童育成クラブ
- 40 鎌田児童育成クラブ
- 41 芳川児童育成クラブ
- 42 島内児童育成クラブ
- 43 寿児童育成クラブ

病児保育

- 44 相澤病院病児保育室
- 45 梓川診療所病児保育室
- 46 丸の内病院病児保育施設
- 47 まつもと医療センター病児保育室

病後児保育

- 1 松本市こどもプラザ
- 3 松本市南郷こどもプラザ

子育て支援ショートステイ

- 48 松本赤十字乳児院
- 49 松本児童園

つどいの広場

- 50 四賀支所
- はつどいの広場のある施設

※ 令和7年度版

〈参 考〉

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口（令和5年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法（※）を用いて本市の計画期間における子どもの人口を推計しました。

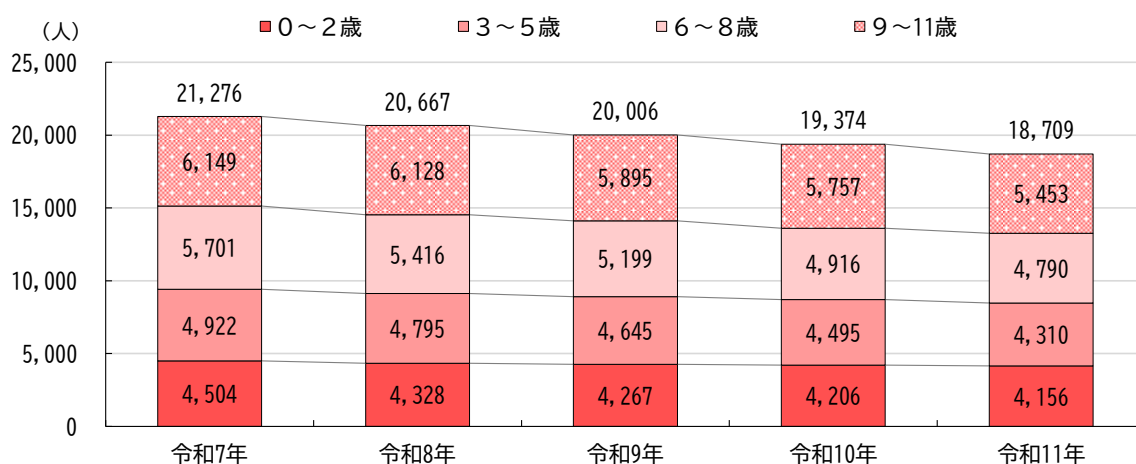
次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

（※）各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■年齢別推計子ども数

単位：人

	推計				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,444	1,423	1,403	1,383	1,379
1歳	1,463	1,443	1,422	1,402	1,379
2歳	1,597	1,462	1,442	1,421	1,398
3歳	1,590	1,597	1,461	1,440	1,417
4歳	1,609	1,589	1,596	1,460	1,437
5歳	1,723	1,609	1,588	1,595	1,456
0-5歳	9,426	9,123	8,912	8,701	8,466
6歳	1,870	1,723	1,608	1,588	1,595
7歳	1,814	1,870	1,722	1,607	1,587
8歳	2,017	1,823	1,869	1,721	1,608
9歳	2,005	2,028	1,832	1,868	1,721
10歳	2,074	2,015	2,038	1,841	1,868
11歳	2,070	2,085	2,025	2,048	1,864
6-11歳	11,850	11,544	11,094	10,673	10,243



2 基本目標1 乳幼児期の質の高い教育・保育の確保

～子どものための教育・保育給付対象事業の推進～

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進 （保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成 18 年に導入）。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、更に普及を図っていきます。	
地域型保育	施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預る事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つの類型があります。	

<松本市の事業展開>

令和 7 年度には

- ・ 幼稚園 8 園（市立 3 園・私立 4 園・国立 1 園）
- ・ 保育園 46 園（市立 43 園（うち休園 2 園）・私立 3 園）
- ・ 認定こども園 17 園（私立 17 園）
- ・ 地域型保育 10 園（私立園 10 園）が教育・保育サービスを提供します。

イ 量の見込みと確保方策

① 1号認定（3～5歳の教育認定）

1号認定（教育標準時間認定）は、満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する子どもが対象です。令和7年度に新制度に移行する施設があるため、令和6年度に対して一時的に量の見込みは増加しますが、令和8年度以降は少子化により減少傾向となる見込みです。

<確保方策の考え方>

私立園との緊密な連携を保ち、適切な定員管理に努めながら、量の見込みを上回る定員を確保します。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,582	1,547	1,513	1,479	1,446
確保方策	特定教育保育施設	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合 計	1,607	1,607	1,607	1,607	1,607
過不足		25	60	94	128	161

② 2号認定（3～5歳の保育認定）

2号認定（保育認定）は、満3歳以上で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等で保育を希望する子どもが対象です。子どもの出生数等に応じた需要を見込んでいます。

<確保方策の考え方>

出生数等に注視しながら、私立園との緊密な連携を保ち、適切な定員管理に努め、量の見込みに対して充足できる定員を確保します。

3歳未満児の保育需要の増大に対応していくため、3歳以上児の事業規模は合理化を進め、保育士を可能な限り3歳未満児クラスに配置していく方針を取ります。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,766	3,683	3,601	3,522	3,444
確保方策	教育・保育施設	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	75	75	75	75	75
	合 計	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825
過不足		59	142	224	303	381

③ 3号認定（0～2歳の保育認定）

3号認定（保育認定）は、満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等で保育を希望する子どもが対象です。女性の社会進出の進展やライフスタイルの多様化、第2子以降の3歳未満児保育料の無償化等により、今後の保育需要はさらに高まると見込まれます。

<確保方策の考え方>

本市では待機児童が発生しているため、小規模保育所等の地域型保育事業や認可外保育施設の開設、幼稚園の認定こども園化、保育士の確保を総合的に進めることで、段階的な定員の拡大に取り組みます。

また、保育料無償化や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入時においては、安定したサービスの提供が実施できるよう、これまで以上に多くの保育士を確保する必要があります。保育士の処遇改善の検討、採用試験の見直し（公立）、職場体験事業を活用した保育士の魅力を発信など、さらなる人材確保に取り組みます。

1) 0歳

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		194	196	198	200	202
確保方策	教育保育施設	137	137	137	137	137
	地域型保育事業	41	59	77	77	77
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	合 計	181	199	217	217	217
過不足		△13	3	19	17	15

2) 1歳

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		658	665	672	679	686
確保方策	教育保育施設	575	581	590	599	608
	地域型保育事業	55	73	91	91	91
	認可外保育施設	7	7	7	7	77
	合 計	637	661	688	697	706
過不足		△21	△4	16	18	20

3) 2歳

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		883	888	893	898	903
確保方策	教育保育施設	796	784	784	784	784
	地域型保育事業	61	82	103	103	103
	認可外保育施設	23	23	23	23	23
	合 計	880	889	910	910	910
過不足		△3	1	17	12	7

<保育利用の希望率>

なお、満3歳未満児の保育利用の希望率は、各年度の推計人口に占める量の見込みの割合を算出し、以下のように想定します。

単位：％

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用の希望率	38.5	40.4	41.3	42.2	43.1

(2) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の推進（保育課）

ア 認定こども園の普及に係る考え方

本市では、満3歳未満の子どもの保育について待機児童が発生しています。また、市の西部地域に幼児教育施設がなく地域的な偏りがあります。このような課題を踏まえると、本市において認定こども園には、「増大する3歳未満児の保育需要への対応」、「教育施設の地域的偏在の解消」について役割を果たすことが期待されます。

特に、3歳未満児の保育需要への対応は喫緊の課題であることから、幼稚園の認定こども園への移行を促進します。また、教育施設の地域的偏在の解消については、地域のニーズを踏まえながら検討を進めていきます。

イ 乳幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

子どもを取り巻く物的環境、人的環境などの保育環境を整えることは、教育・保育環境の質を維持・向上させ、子どもたちの園生活を豊かにします。

本市では、障がいの有無に関わらず全ての子どもに対して、それぞれの段階に応じた生活や活動ができるように教育・保育を提供しています。医療的ケアなど障がいの程度により特別な支援が必要な子どもに対しても、円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携し、保護者や受入施設に対して適切な支援を行うことに努めます。保育園等においては、保育環境の充実を図り、安心した環境の中で子どもの成長にふさわしい生活・あそび・経験などの提供に努めます。

また、コンシェルジュの配置により、子育ての不安に関する相談活動や、親子の集いの場の提供、子育てに関する情報提供などを行うことで、地域の子育てを支援します。

一方で、担い手である幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を確保するため、さらなる処遇改善等を検討するとともに、保育専門指導員による巡回指導や研修の充実を図り、公立園のみならず私立園にも参加を働きかけ、市全体の幼児教育・保育、子育て支援の質の向上に取り組めます。

ウ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

本市では、昭和39年に「松本市幼年教育研究会」を設置し、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に接続するため、幼保小の園長・校長による情報交換や、子どもや教職員の交流や就学に関わる研究・連携等に取り組んできました。

今後も、これまでの取り組みを軸に、一人ひとりの子どもの成長に寄り添った支援を展開します。

エ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

オ 施設整備

子どもたちが安心・安全に施設を利用できるよう、国等の各種補助事業を活用し、計画的に老朽化した施設の改築や改修を行うなど、教育・保育環境の整備を行います。

カ 外国につながる幼児への支援・配慮

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚した幼児等のいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。事業の対象家庭には、写真等を使用した案内の作成、通知文の翻訳や通訳、翻訳アプリの活用などを通して、支援を行います。

3 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

～地域子ども・子育て支援事業～

(1) 利用者支援事業（こども福祉課、健康づくり課、こども育成課、保育課）

1. 基本型・特定型・こども家庭センター型

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。次の3つの類型があります。

- 1) 基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する形態
- 2) 特定型：主に利用者支援を実施する形態（保育コンシェルジュ）
- 3) こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく実施する形態

<松本市の事業展開>

本市では5カ所のこどもプラザに子育てコンシェルジュ（基本型）、保育課内に保育コンシェルジュ（特定型）を配置して、利用者支援事業を実施しています。また、児童福祉機能（センター長、統括支援員含む）をこども福祉課内に、母子保健機能（母子保健コーディネーター）を健康づくり課内にそれぞれ位置づけ（こども家庭センター型）、子育てコンシェルジュ・保育コンシェルジュ・地区担当保健師と連携することで、「子育て世代包括支援センター」（子ども子育て安心ルーム）機能を提供しています。

実施施設 7か所

事業種別	施設名	所在地
基本型	こどもプラザ（筑摩）	筑摩 1-13-22
	小宮こどもプラザ	島内 155-2
	南郷こどもプラザ	横田 3-23-1
	波田こどもプラザ	波田 6861
	芳川こどもプラザ	村井町南 2-21-45
特定型	保育課	丸の内 3-7
こども家庭センター型	こども福祉課・健康づくり課	

令和7年度版

イ 量の見込みと確保方策

質的な改善として、こども家庭センター型では、令和 6 年度に設置した「こども家庭センター」において、児童福祉機能と母子保健機能とが連携し、一体的な支援ができる体制の強化を図ります。

①基本型

単位：子育てコンシェルジュの人数（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

②特定型

単位：保育コンシェルジュの人数（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

③こども家庭センター型

単位：センター長・統括支援員・母子保健コーディネーターの人数（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

2. 妊婦等包括相談支援事業型

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

<松本市の事業展開>

妊娠届出時の面談（すべての妊婦が対象）、妊娠 8 か月アンケート（必要に応じて電話や面談を実施）および産後の新生児訪問・相談（すべての新生児と産婦が対象）での面談を通じて、母子保健や子育てに関する情報の提供や支援を行い、必要に応じて必要な支援につなぐ、伴走型相談支援を実施しています。

イ 量の見込みと確保方策

妊婦・その配偶者等が身近な場所で相談や必要な支援を受けられるよう、関連機関との連携に配慮し、相談支援体制の確保を図ります。

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4,332	4,269	4,209	4,149	4,137
確保方策	4,332	4,269	4,209	4,149	4,137

(2) 地域子育て支援拠点事業 (こども育成課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<松本市の事業展開>

①こどもプラザ

市内に居住する就学前の幼児と保護者を対象として、育児及びサークル関連情報の収集や提供、各種行事や講座、講習会を開催しています。

②つどいの広場

保育園及び認定こども園、幼稚園に入っていない未就園の児童とその保護者を対象として、情報交換や交流が図れる場所です。子育て支援員による相談や親子体操、人形劇などの行事を開催しているほか、保健師による健康相談等も実施しています。

③施設整備

下記実施施設整備として、概ね築20年で屋根・床・壁・空調設備・照明設備等の改修、概ね40年で長寿命化改修工事（大規模改修工事）を計画的に実施します。

実施施設 25か所

事業種別	施設名	所在地	対象児童
こどもプラザ	こどもプラザ（筑摩）	筑摩 1-13-22	就学前児童
	小宮こどもプラザ	島内 155-2	
	南郷こどもプラザ	横田 3-23-1	
	波田こどもプラザ	波田 6861	
	芳川こどもプラザ	村井町南 2-21-45	
つどいの広場	あがた児童センター	県 1-3-20	未就園の乳幼児
	高宮児童センター	高宮南 7-40	
	沢村児童センター	沢村 2-6-14-3	
	南部児童センター	双葉 4-16	
	菅野児童センター	神林 2663-3	
	島立児童センター	島立 3298-2	
	寿児童センター	寿豊丘 1032-3	
	二子児童センター	笹賀 6071	
	鎌田児童センター	両島 5-50	
	山辺児童センター	里山辺 7241-2	
	岡田児童センター	岡田松岡 513	
	浅間児童センター	浅間温泉 2-9-2	
	今井児童センター	今井 1595	
	中山児童センター	中山 3532-1	
	田川児童センター	渚 1-6-9	
	和田児童センター	和田 2240-28	
	新村児童センター	新村 1985-2	
	梓川児童センター	梓川梓 736-1	
	四賀支所	会田 1001-1	
	明善児童センター	寿豊丘 813-7	

令和7年度版

イ 量の見込みと確保方策

芳川つどいの広場の閉館により、利用者がこどもプラザに移行することが見込まれますが、既存施設で対応できる規模となっています。待機児童の居場所を確保するため、ゆとりを持った事業量とします。

①こどもプラザ

単位：人回/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
確保方策	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000

②つどいの広場

単位：人回/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000
確保方策	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000

(3) 妊婦健康診査（健康づくり課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<松本市の事業展開>

松本・大北地域で出産を予定する場合は、妊娠が確定すると、医療機関から「共通診療ノート」が配布され、医療機関の間での情報共有を図っています。

妊娠が確定し、分娩予定日が決まった段階で、医療機関で発行される妊娠届出書が市に提出されると、母子健康手帳の交付とともに妊婦健診を受けられる妊婦一般健康診査受診票（公費助成）を14回分交付します。県内で妊婦健診を受診できない場合は、県外で受診した妊婦健診の費用の一部を補助します。

イ 量の見込みと確保方策

産婦人科医療機関、助産院で行います。

第3期の計画期間においても、出生数の低下による利用者数の減少が予想されますが、松本・大北地域の連携強化により市外の利用者も利用できるようにするため、余裕をもった量を確保します。

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,444	1,423	1,403	1,383	1,379
確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(4) 産後ケア事業 (健康づくり課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

産後間もない褥婦や産婦の心身のケア、授乳指導、育児に関する指導等の育児サポートを必要とする方が対象となります。

<松本市の事業展開>

本市が委託している医療機関及び助産所で受けるケアの利用料の一部を補助します。

①産後ケア事業

育児や産後の体調に心配があるお母さんと赤ちゃんが、宿泊もしくは日帰りで医療機関や助産所で身体を休めながら授乳指導や育児相談を受けられます。

利用料金のうち、基本補助額として8割（宿泊：上限24,000円/日、日帰り：上限8,000円/日）と、加算補助額（1日当たり2,500円（上限5日まで））を足した金額を市が補助します。

利用できる期間は、出産日から120日以内（分娩に関わる入院をのぞく）で、宿泊と日帰りそれぞれ7日以内です。また、必要と認められた場合に限り、7日間の利用延長が可能です。

②母乳・育児相談事業

産後1年未満の産婦に対し、医療機関や助産所で必要な保健指導や相談を受けられることで、育児不安の軽減や産婦の心身の健康が保持できるよう、助成券3,000円分（1,000円×3枚）を交付しています。

イ 量の見込みと確保方策

契約医療機関および助産所で行います。

第3期の計画期間においても、出生数の低下による利用者数の減少が予想されますが、産後ケアの利用が増加傾向にあることを考慮し、利用量の確保を図ります。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	918	1,100	1,200	1,200	1,200
確保方策	1,000	1,100	1,200	1,200	1,200

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こども福祉課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<松本市の事業展開>

各地区の民生・児童委員及び主任児童委員がプレゼントを持って訪問します。子育て支援に関する情報提供や、お母さんやお子さんに関する色々な悩みを聞き、必要な場合は適切なサービスに結び付けることにより乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全育成を支援します。

実施事業

事業名	訪問者	対象者
こんにちは赤ちゃん	民生・児童委員及び主任児童委員	生後4カ月までの乳児がいる家庭

令和7年度版

イ 量の見込みと確保方策

第3期の計画期間における人口推計と同程度の量を見込みます。

各地区の民生・児童委員及び主任児童委員と連携して、継続して実施します。

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,444	1,423	1,403	1,383	1,379
確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(6) 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業
(こども福祉課)

ア 事業内容

＜国が定める事業の概要＞

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る事業です。

＜松本市の事業展開＞

子どもを家庭で養育することが適当でない場合に、できる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置等による保護が想定される乳幼児を対象に、松本赤十字乳児院の専門職員の家庭訪問により養育に関する相談、支援を行います。

イ 量の見込みと確保方策

養育支援訪問事業は、新型コロナウイルス感染症の影響をあまり受けていない令和5年度の実績と同程度を見込みます。専門家と連携し、養育支援訪問事業を継続的に実施します。

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160	160	160	160	160
確保方策	160	160	160	160	160

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、多様化・複雑化している家庭のニーズへの支援ができるよう、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関（児童相談所、警察、保健センター、医療機関等 ※）の連携強化を推進します。

※令和6年5月から新たに2つの機関を追加

(7) 子育て世帯訪問支援事業（こども安心訪問支援事業）（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<松本市の事業展開>

虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため訪問支援員が自宅を訪問し、悩み事や不安に対し傾聴しつつ、家事や育児の支援を行います。

委託先の事業者は介護保険サービスや障がい福祉サービスの事業も行っているため、適切なサービスへつなぎ、サービスの利用が途切れることのないようにします。

イ 量の見込みと確保方策

令和6年度の利用実績見込と同程度を見込みます。

現在は1事業者の事業実施により利用ニーズに対応できていますが、令和7年度に行うヤングケアラーの実態把握調査により潜在的な対象世帯を把握し、必要に応じて既存の介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者と連携し、ニーズを満たせる事業者数を確保していきます。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	180	180	180	180	180
確保方策	180	180	180	180	180

(8) 子育て短期支援事業 (こども福祉課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

<松本市の事業展開>

- ・ ショートステイ 【対象児童】 市内に居住する18歳未満の児童

保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護等で子どもの世話ができない場合に、児童養護施設等で一時的に宿泊により預かります。

実施施設 2カ所

施設名	所在地	利用可能日数
松本児童園	島内 1666-880	7泊以内
松本赤十字乳児院	元町 3-8-10	

令和7年度版

イ 量の見込みと確保方策

新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の水準を見込み、既存施設で対応できる規模となっています。1家庭が複数回利用することが多い事業のため、事業量の変動が大きくなる可能性があります。利用が確保方策を上回りそうな状況になった場合は、事前に実施施設と協議し、必要な家庭にサービスが提供できるように努めます。また、養育里親への委託など、受け入れ先の確保を引き続き検討します。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

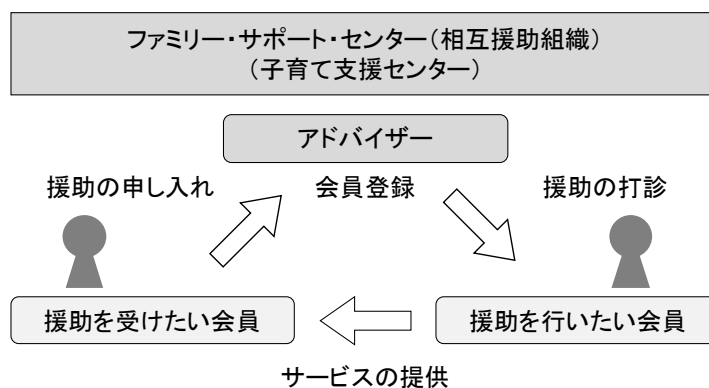
(9) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）

本事業は、対象者で区分すると、未就学児、就学児、病児・病後児の3つに区分されます。ここでは、未就学児、就学児に対する事業を記載します。病児・病後児に対するものは(13)病児・病後児保育事業にまとめています。

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



<松本市の事業展開>

0～15歳の子どもを持つ保護者を対象に、子育ての支援を受けることを希望する者と子育ての援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を実施します。また、援助を行うことを希望する者を対象とした「サポーター養成講座」を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

事業の対象となる子どもの人口は減少傾向にありますが、制度の周知及び無料クーポンの配布により、利用者の増加が見込まれます。

ただし、現在の協力会員数では、こうした増加も含めた受入れ数を確保するのが難しいため、処遇改善や事業周知等を引き続き進め協力会員の増員を図り、相互援助活動を促進します。

①就学前児童

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,200	2,400	2,600	2,700
確保方策	2,500	2,700	2,900	3,100	3,200

②就学児童

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
確保方策	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500

(10) 一時預かり事業 (保育課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<松本市の事業展開>

幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む）の預かり保育は、在園児を対象に幼稚園8園、認定こども園17園で実施します。

保育園（認定こども園の保育園部分を含む）の一時預かりは、未就園児を対象に指定園の保育園11園、認定こども園2園で実施します。なお、指定園以外でも定員等に余裕のある場合には実施します。

実施施設 幼稚園の預かり保育 25カ所

園名（公立）	所在地	対象児童
松本幼稚園	蟻ヶ崎 2-4-50	在園する 3～5 歳の児童 （一部満 3 歳児にも対応）
本郷幼稚園	浅間温泉 2-12-15	
本郷南幼稚園	横田 4-25-2	
信州大学教育学部附属幼稚園	桐 1-3-1	
園名（私立）	所在地	対象児童
鈴蘭幼稚園	県 1-4-23	在園する 3～5 歳の児童 （一部満 3 歳児にも対応）
聖テレジア幼稚園	丸の内 9-32	
松本青い鳥幼稚園	寿豊丘 606-1	
松本いずみ幼稚園	桐 1-4-7	
認定こども園深志	深志 2-4-27	幼稚園部分に在園する 3～5 歳の児童 （一部満 3 歳児にも対応）
ささべ認定こども園	笹部 3-13-25	
認定こども園ふたご	笹賀 4992-1	
やよい認定こども園	南原 2-11-5	
認定こども園聖十字幼稚園	開智 1-6-25	
松本こども園	笹賀 3121	
松本やまびこ保育園	小屋南 1-8-10	
認定なぎさこども園	渚 1-1-9	
認定こども園松本光明幼稚園	女鳥羽 1-9-16	
認定こども園松本中央幼稚園	蟻ヶ崎 4-4-10	
認定こども園松本短大幼稚園	寿台 7-4-1	
認定こども園白百合幼稚園	村井町南 4-6-4	
認定こども園松本南幼稚園	野溝木工 2-6-31	

認定こども園松本神映幼稚園	神林 3682	幼稚園部分に在園する 3～5歳の児童 (一部満3歳児にも対応)
ひなたぼっこ	波田 10371-3	
I S N南松本	南松本 1-2-2	
I S N島内	島内 7779-1	

令和7年度版

実施施設 保育園の一時預かり（指定園） 12カ所

園名（公立）	所在地	対象児童
小宮保育園	島内 155-2	5カ月経過児～就学前児童 (幼稚園・特別支援学校へ 通っている児童を除く。)
寿東保育園	寿白瀬 2092	
あがた保育園	県 1-9-3	
桐保育園	桐 2-4-38	
南郷保育園	横田 3-23-1	
さくら保育園	出川 1-5-10	
南松本保育園	南松本 1-13-2	
波田中央保育園	波田 10098-1	
園名（私立）	所在地	対象児童
ドン・ボスコ保育園	元町 1-2-20	5カ月経過児～就学前児童 (幼稚園・特別支援学校へ 通っている児童を除く。)
山の子保育園	里山辺 3728-3	
ささべ認定こども園	笹部 3-13-25	
認定こども園聖十字幼稚園	開智 1-6-25	

※上記以外の保育園等でも定員に余裕がある場合には実施している。

令和7年度版

イ 量の見込みと確保方策

保育園等への入園率の増加や少子化の影響から、これまでと同程度の利用者数で推移する見通しです。量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

常勤の保育士の確保に加え、短時間パートの保育士の確保にも注力し、量の見込み以上の量を確保します。

①幼稚園型

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	51,360	51,360	51,360	51,360	51,360
確保方策	56,600	56,600	56,600	56,600	56,600

②一般型

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,140	12,140	12,140	12,140	12,140
確保方策	13,400	13,354	13,354	13,354	13,354

(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） （保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする制度です。

保育園などに通園していない0歳6か月から満3歳未満までの子どもに、家庭とは異なる経験や同世代の子どもと触れ合う機会を提供することで、子どもの育ちを応援するもので、月一定時間までの利用枠の中で子どもをお預かりする新しい通園制度です。

<松本市の事業展開>

① 試行的事業（令和6年度）

令和8年度の本格実施を見据えて令和6年11月から令和7年3月までの間、国の試行的事業を2園において実施し、運用ノウハウや課題を整理します。

② 地域子ども・子育て支援事業(令和7年度)

地域子育て支援事業として法律上制度化されたことに伴い、試行的事業の規模で引き続き事業を実施しつつ、本格実施に向けた準備を進めます。

③ 本格実施（令和8年度）

主に公立保育園による受入を開始します。

イ 量の見込みと確保方策

今後は、試行的事業等を踏まえ、ニーズの把握に取り組みつつ、量の見込みと確保方策について検討します。

また、当該事業の安定運用に向けて、さらなる保育士の確保や施設の整備に取り組むとともに、国が示す制度設計等に基づいて、本市の実施形態や体制を検討するなど、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めます。

(12) 延長保育事業 (保育課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

<松本市の事業展開>

公私立保育園、認定こども園及び小規模保育園の71園で、認定を受けた保育時間（保育標準時間認定は11時間、保育短時間認定は8時間）を超えた保育に対応しています。

実施施設 59カ所

保育園(市立)	所在地	保育園(市立)	所在地	認定こども園(私立)	所在地
里山辺	里山辺 2961-1	入山辺	入山辺 8704-3	松本やまびこ保育園	小屋南 1-8-10
小宮	島内 155-2	中山	中山 4978	なぎさ	渚 1-1-9
寿東	寿白瀬 2092	寿	寿中 2-3-1	松本光明	女鳥羽 1-9-16
堀米	島立 1011	和田	和田 2240-30	松本中央	蟻ヶ崎 4-4-10
神田	神田 1-3-1	今井	今井 1246-1	松本短大	寿台 7-4-1
島内	島内 4932-1	並柳	並柳 4-5-2	白百合	村井町南 4-6-4
あがた	県 1-9-3	双葉	会田 696	松本南	野溝木工 2-6-31
井川城	井川城 1-7-32	安曇	安曇 2741	松本神映	神林 3682
桐	桐 2-4-38	乗鞍	安曇 4017-7	ひなたぼっこ	波田 10371-3
のぼら	浅間温泉 2-9-2	梓川西	梓川梓 2348-7	ISN 南松本	南松本 1-2-2
南郷	横田 3-23-1	梓川東	梓川倭 566-1	ISN 島内	島内 7779-1
白板	白板 2-3-4	みつば	波田 6861	小規模保育園(私立)	所在地
さくら	出川 1-5-10	湊東	波田 4179	ニチイキッズ松本寿	寿北 6-35-32
南松本	南松本 1-13-2	波田中央	波田 10098-1	ニチイキッズ松本村井	村井町西 1-7-51
宮田	宮田 17-18	波田ひがし	波田 8128-1	おひさま	高宮中 792-1
笹部	笹部 2-3-3	保育園(私立)	所在地	ニチイキッズおかだ	岡田松岡 261-3
渚	渚 3-1-18	ドン・ボスコ	元町 1-2-20	坂元屋	浅間温泉 3-31-30
神林	神林 1498	和敬	島立 4883	サンライズ	丸の内 5-2
村井	村井町南 1-34-4	山の子	里山辺 3728-3	リトルフォレスト	本庄 1-17-13
柏木	空港東 8960-3	認定こども園(私立)	所在地	SESUJI KIDS	梓川倭 574-2
岡田	岡田町 504-1	深志	深志 2-4-27	家庭的保育事業所	所在地
平田	平田東 3-10-1	ささバ	笹部 3-13-25	ぴっこ	笹部 4-26-18
野溝	野溝東 2-1-27	ふたご	笹賀 4992-1	事業所内保育所	所在地
内田	内田 755-1	やよい	南原 2-11-5	きらり	波田 4417-180
新村	新村 2263-7	聖十字	開智 1-6-25		
島立中央	島立 3300	松本こども園	笹賀 3121		

令和 7 年度版

イ 量の見込みと確保方策

入園率の減少から、利用者は減少すると見込まれます。

早朝や夕方に勤務できる保育士の確保に努め、量の見込み以上の量を確保します。

単位：人/年

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	694	686	678	670	662
確保方策	760	760	750	740	730

(13) 病児・病後児保育事業 (こども育成課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

<松本市の事業展開>

①病児保育

生後5か月から小学校3年生までの児童で、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、松本市・塩尻市・山形村・朝日村在住または松本市内に勤務している幼児・児童を一時的に預かり、看護師と保育士が病児保育を行っています。

実施施設

施設名	所在地	対象児童
相澤病院病児保育室「ひだまり」	本庄 2-5-1	生後5か月 ～小学3年生
梓川診療所病児保育室「ハイジ」	梓川 梓 2344-1	
丸の内病院病児保育施設「わかば」	渚 1-1-16	
まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」	村井町南 2-20-30	

令和6年10月現在

②病後児保育

松本市こどもプラザ（筑摩）、南郷こどもプラザでは、市内在住又は市内に勤務する保護者の児童（利用日現在満1歳以上の未就学児童）に対して、病気は回復している（感染症は治癒している）が、集団保育は心配という時に、看護師と保育士が病後児保育を行っています。

実施施設

施設名	所在地	対象児童
松本市こどもプラザ（筑摩）	筑摩 1-13-22	1歳～就学前の児童
南郷こどもプラザ	横田 3-23-1	

令和6年10月現在

イ 量の見込みと確保方策

新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の水準を見込み、既存施設で対応できる規模となっています。

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,300	2,400	2,500	2,600	2,600
確保方策	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500

ウ 施設の新設、増改築及び改修

病児・病後児保育事業を新たに実施する施設については、感染症等のリスクを軽減するため、専用区域の確保や専用施設を整備するためなどの改修に伴う必要な補助及び施設改修を行います。

病児・病後児保育事業を実施している施設の増改築及び改修については、事業受託者及び施設管理者等との調整を行い、増改築及び改修に伴う必要な補助及び施設改修を行います。

(14) 放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後こども教室推進事業）
（こども育成課）

1. 放課後児童健全育成事業の年度ごとの量の見込み及び確保方策

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<松本市の事業展開>

両親が共働き等の事情で、放課後留守家庭になる子どものための対策として、登録制でお子さんをお預かりする「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

【休業日】 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

【対象児童】 市内の小学校に就学している6年生までの児童

実施施設（公設民営） 28か所

施設名	所在地	施設名	所在地
あがた児童センター	県 1-3-20	筑摩児童センター	筑摩 1-13-22
高宮児童センター	高宮南 7-40	今井児童センター	今井 1595
沢村児童センター	沢村 2-6-14-3	中山児童センター	中山 3532-1
島内児童センター	島内 4884-5	田川児童センター	渚 1-6-9
南郷児童館	横田 4-25-1	和田児童センター	和田 2240-28
芳川児童センター	村井町北 1-9-38	新村児童センター	新村 1985-2
南部児童センター	双葉 4-16	梓川児童センター	梓川梓 736-1
菅野児童センター	神林 2663-3	波田児童センター	波田 10098-3
並柳児童センター	並柳 4-9-2	明善児童センター	寿豊丘 813-7
島立児童センター	島立 3298-2	四賀放課後児童クラブ	会田 1001-1（四賀支所内）
二子児童センター	笹賀 6071	寿放課後児童クラブ	寿豊丘 1019-7
鎌田児童センター	両島 5-50	山辺放課後児童クラブ	入山辺 34（山辺小学校内）
岡田児童センター	岡田松岡 513	旭町放課後児童クラブ	旭 2-4-4（旭町小学校内）
浅間児童センター	浅間温泉 2-9-2	附属放課後児童クラブ	桐 1-3-1（附属小学校内）

実施施設（民設民営） 12か所

クラブ名	所在地	クラブ名	所在地
旭児童育成クラブ	旭 2-4-4 （旭町小学校敷地内）	清水児童育成クラブ	清水 2-2-13
開智児童育成クラブ	開智 2-4-51 （開智小学校敷地内）	菅野児童育成クラブ	笹賀 3460-1 （菅野小学校敷地内）
開明児童育成クラブ	宮田 11-41 （開明小学校敷地内）	田川児童育成クラブ	渚 1-5-34
鎌田児童育成クラブ	鎌田 1-8-1 （鎌田小学校敷地内）	明善児童育成クラブ	寿豊丘 813-7 （明善小学校敷地内）
寿児童育成クラブ	寿豊丘 1004 （寿小学校敷地内）	山辺児童育成クラブ	入山辺 49-2
島内児童育成クラブ	島内 5307-45	芳川児童育成クラブ	芳川小屋北 2-5-1 （芳川小学校敷地内）

イ 量の見込みと確保方策

対象児童の人口は減少傾向にありますが、親の働き方の多様化等により、新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の利用を見込んでいます。

【施設別】

単位：登録児童数（人/年）

	施設数	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策	量の見込	確保方策
全体	40	3,600	4,700	3,600	4,700	3,600	4,700	3,600	4,700	3,600	4,700
放課後児童クラブ （公設クラブ）	28	3,180	4,150	3,180	4,150	3,180	4,150	3,180	4,150	3,180	4,150
児童育成クラブ （民設クラブ）	12	420	550	420	550	420	550	420	550	420	550

【学年別】

単位：登録児童数（人/年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（全体）	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
小学 1 年生	940	940	940	940	940
小学 2 年生	893	893	893	893	893
小学 3 年生	770	770	770	770	770
小学 4 年生	554	554	554	554	554
小学 5 年生	281	281	281	281	281
小学 6 年生	162	162	162	162	162
確保方策	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

2. 放課後こども教室の実施計画

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業です。

<松本市の現状>

小学校内の活用可能な教室等及び小学校に隣接した施設を利用し、放課後子ども教室を実施しています。

実施施設 5 か所

施設名	小学校区
源池小学校	源池小
奈川文化センター夢の森	奈川小
松原地区町内公民館	明善小
安曇育成館	安曇小
大野川小・中学校	大野川小

令和6年10月現在

イ 事業の見込み

学校の活用可能な教室等を利用し、地域の方々の参画を得ることで実施校数が増加する見込みです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施校数(校)	5	6	7	8	8
開催延べ日数(日)	840	870	1,070	1,200	1,200
登録児童数(人/月)	140	170	200	230	230
延べ利用者数(人)	5,150	5,550	6,550	6,950	6,950

3. 目標事業量と具体的な方策

<松本市の事業展開>

現在は、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室共に、それぞれ独自に事業を実施していますが、新・放課後子ども総合プランに国が掲げる目標を達成するため、小学校内の活用可能な教室を利用している放課後児童健全育成事業との「一体型（校内交流型）」、小学校に隣接している施設の放課後児童健全育成事業との「連携型」の実施に向け促進します。

(1) 放課後こども教室

ア 現状と目標

小学校の活用可能な教室等及び利用者のニーズ調査に基づき、事業実施場所の拡大を図ります。また、小学校の活用可能な教室等の状況に応じて「放課後子ども教室」の開設を進めます。

現状（令和 5 年度）	目標事業量（令和 11 年度）
4 か所	8 か所

(2) 一体型（校内交流型）

ア 現状と目標

小学校内の活用可能な教室等を利用して事業を実施している放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室との「一体型（校内交流型）」を目指します。旭町小学校、山辺小学校、附属小学校との調整を密にし、活用可能な教室等の状況に応じて一体型の放課後子ども教室を進めていきます。

現状（令和 5 年度）	目標事業量（令和 11 年度）
0 か所	3 か所

イ 放課後児童健全育成事業を小学校内で実施している小学校

小学校の活用可能な教室等の状況に応じて、放課後児童健全育成事業の実施場所の移転を検討し、学校施設での実施を促進します。

現状（令和 5 年度）	目標事業量（令和 11 年度）
40 か所（うち学校内 3 か所）	40 か所（うち学校内 3 か所）

ウ 小学校名 ※（ ）内は放課後の運営形態

旭町小学校（公）	山辺小学校（公）	附属小学校（公）
----------	----------	----------

(3) 連携型

ア 現状と目標

小学校に隣接している施設にて実施している放課後児童健全育成事業と連携した放課後子ども教室を進めていきます。

現状（令和 5 年度）	目標事業量（令和 11 年度）
0 か所	1 か所

イ 放課後児童健全育成事業を隣接施設で実施している小学校

放課後児童健全育成事業実施場所を小学校の敷地内及び隣接場所への移転を検討し、事業の実施を促進します。

現状（令和 5 年度）	目標事業量（令和 11 年度）
40 か所（うち学校隣接 23 か所）	40 か所（うち学校隣接 23 か所）

ウ 小学校名 ※（ ）内は放課後の運営形態

開智小学校（民）	旭町小学校（公・民）	田川小学校（公・民）	鎌田小学校（民）
島内小学校（民）	島立小学校（公）	菅野小学校（民）	芳川小学校（民）
寿小学校（民）	岡田小学校（公）	山辺小学校（公・民）	今井小学校（公）
開明小学校（民）	明善小学校（公・民）	本郷小学校（公）	並柳小学校（公）
四賀小学校（民）	梓川小学校（民）	波田小学校（公）	

<具体的な方策>

共通事業の企画段階から、放課後児童健全育成事業の支援員と放課後子ども教室のコーディネーター、担当者等による定期的な打合せを実施します。

また、地域の人材を最大限に活用するためのコーディネーターのあり方を検討します。なお、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室との児童の往来については、十分な安全性を確保します。

4. 小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業及び放課後こども教室への活用に関する具体的な方策

総合教育会議等において情報共有を図るとともに、教育委員会とこども部で定期的に情報交換の場を持ち、一般教室、特別教室、体育館、校庭、図書室等の活用・一時利用等について、可能なところから実施します。

5. 放課後児童健全育成事業及び放課後こども教室の実施に係る教育委員会とこども部の具体的な連携に関する方策

学校・家庭・地域連携協力推進事業（学校を核とした地域力強化プラン）の推進による、地域との連携強化及び地域人材を活用した放課後子ども教室の実施について、連携して取り組みます。

6. 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）

①放課後児童健全育成事業

特別な配慮を必要とする児童のそれぞれが抱える事情にできるだけ対応できるような支援員の配置及び施設の整備を図り、受入体制の強化に努めます。また、対象児童に応じた関係機関とのケース会議で対応策等を検討するなど密な連携を図ります。

②放課後子ども教室

特別な配慮を必要とする児童の受入れについては、事前に学校の協力を得て、事業の内容などを丁寧に説明することで保護者の理解を得ます。また、スタッフに対して、学校及び関係機関との連携をし、アドバイス等を受けられるような体制づくりを進めます。

7. 地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業の開所時間の延長に係る取組み

保護者のニーズ調査を行い、保護者の就労開始時間の状況及び事業運営体制等を考慮して、事業開始時間の見直しを検討します。

8. 放課後児童健全育成事業の質をさらに向上させていくための方策

質の向上に資するため、各種研修に引き続き参加していきます。なお、今後新たな課題が発生した場合には、対応する研修に積極的に参加します。

また、身近な地域団体や地域ボランティアとの連携を図り、様々な団体との共催や交流事業を推進するとともに、児童や保護者の相談に対応できるよう関係機関との連携を推進します。

さらに、児童の主体性や自主性を育成するため、児童が事業の企画運営に参加できるよう「子ども運営委員会」等の設置運営について支援します。

なお、施設整備面では、狭隘化対策として、小学校の活用可能な教室等の改修等や、学校の夏休みの際の暑さ対策等として、空調機の整備や窓にカーテンまたは断熱フィルム等の設置、防犯対策として、インターフォン等の設置、ICT環境整備として、Wi-Fi環境等の整備を進めると共に、概ね築20年で屋根・床・壁・空調設備・照明設備等の改修、概ね40年で長寿命化改修工事（大規模改修工事）を計画的に実施し、児童の生活環境の向上に努めます。

9. 放課後児童健全育成事業における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

児童館・児童センター及び放課後児童健全育成事業専用施設が発行している児童館だより等において、わかりやすく事業内容を周知します。また、保護者面談や日常のお迎え時に児童一人ひとりの様子を伝えていきます。

地域に対しては、職員側からのあいさつの励行をはじめ、地元との交流などにより、放課後児童健全育成事業における児童の成長や事業内容の周知を進めます。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育給付認定保護者に対する教材費・行事費等（給食費以外）及び施設等利用給付認定保護者に対する給食費（副食材料費）に要する実費徴収費用の一部を助成する事業です。

<松本市の事業展開>

国の事業内容と同様に、対象世帯へ対象経費の補助を行っていきます。

- ・教材費・行事費等（給食費以外）

新制度移行園に在籍する生活保護世帯等を対象に、月額 2,500 円を上限に助成

- ・給食費（副食材料費）

新制度未移行園に在籍する低所得世帯及び多子世帯（所得にかかわらず小学校第 3 学年修了前子どものうち第 3 子以降の子どものいる世帯）を対象に、月額 4,800 円を上限に助成

イ 量の見込みと確保方策

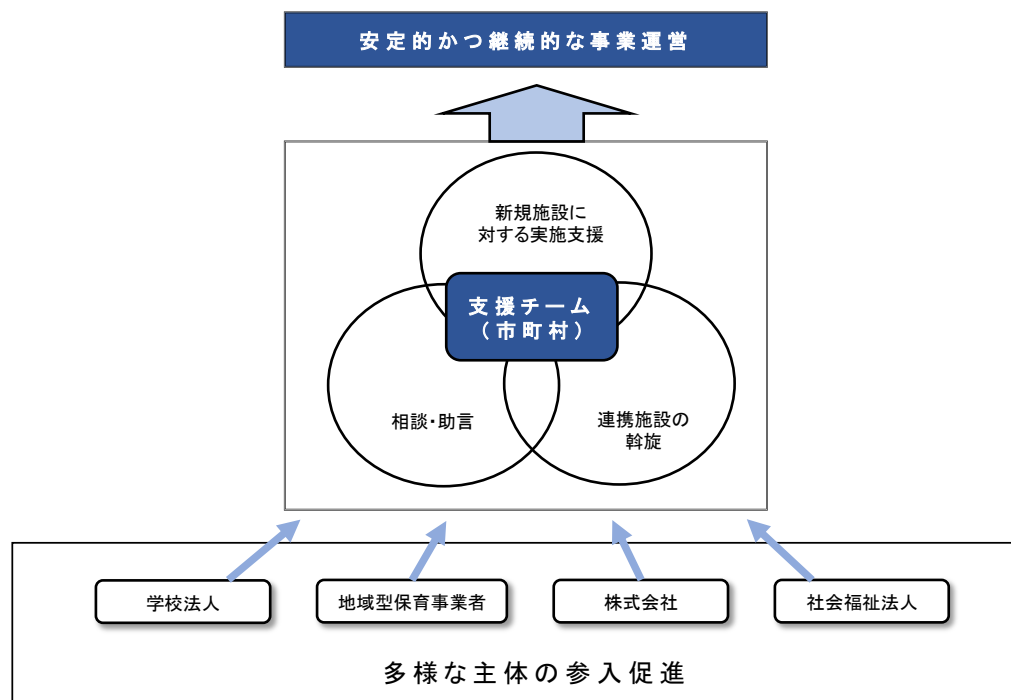
令和 7 年度から、新制度未移行園が認定こども園へ移行する予定であるため、対象者は大幅に減少する見込みです。在園児世帯に対する助成事業であるため、量の見込みは対象世帯状況により対応します。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。



<松本市の事業展開>

民間事業参入希望者の状況に応じ、保育課職員が相談への対応をしています。

4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進

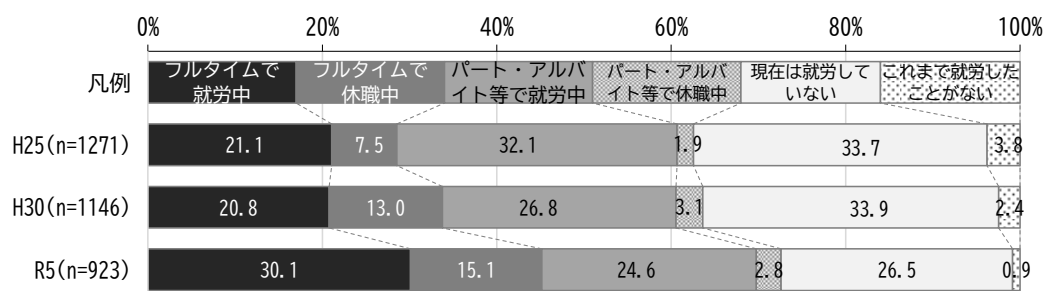
～関連施策の展開～

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（人権共生課、労政課、こども育成課、保育課）

本市では、第1期、第2期計画策定時より、未就学児・小学生とも母親のフルタイム就業率が上昇しており、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりがより重要となっています。また、未就学児の父親の育児休業の取得率が急増していることから、父親の子育てへの参加意識の向上や、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境が以前よりは整いつつあると考えられますが、まだ十分とはいえない状況です。

図 27 母親の就労状況

【未就学児】



【小学生】

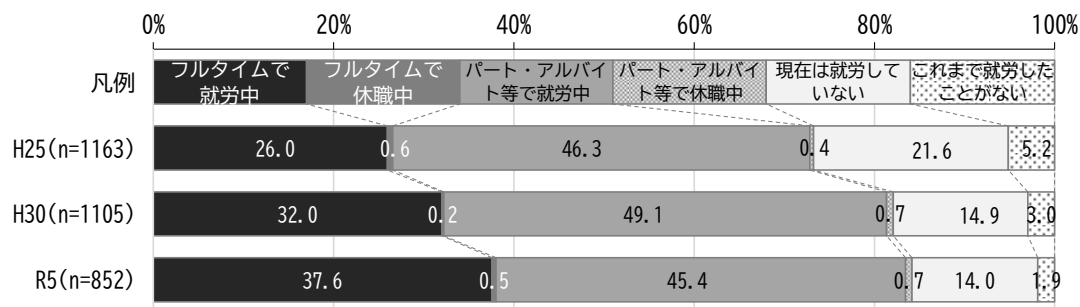
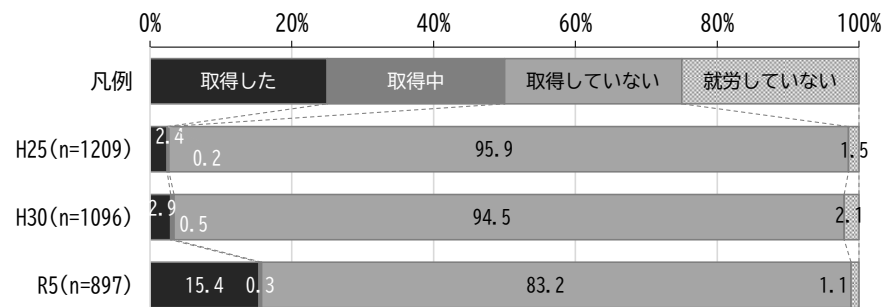


図 28 父親の育児休暇の取得状況

【未就学児】



出典：松本市「子育てに関する調査」

仕事と家庭の両立を支援していくために、「(1) 子育てに向き合う家庭環境づくりの推進」、
「(2) 子育てを応援する職場環境の推進」のさらなる充実を図り、子育ての当事者だけでなく、
企業や従業員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの重要性を認識し、行動していくことが求
められます。

本市は、(1)～(2)の課題に市民（子育て家庭や企業を始めとする社会のあらゆる分野の全ての
構成員）と連携して取り組みながら、男女がともに仕事と家庭の両立ができる地域づくりを推
進します。

(1) 子育てに向き合う家庭環境づくりの推進

主 な 事 業		担当課
①	男女共同参画推進事業 ■概要 家事、育児等における固定的な男女間の役割分担意識の解消、日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、男女が地域の様々な活動に参画できるよう環境を整備するため、様々な意識啓発の取り組みを実施します。 ■実施内容 (1) 広報：随時 (2) 情報紙：年2回、ホームページに随時掲載 (3) 講座、講演会、地域講座の開催 (4) SNS による情報発信	人権共生課
②	パパノートの交付 ■概要 父親の育児参加の推進を図るため、妊娠届提出時に母子手帳と共に「パパノート」を配布し、積極的で楽しい子育てライフが過ごせるよう支援します。 ■実施内容 パパノートの配布	こども育成課
③	幼稚園・保育園における親育ち支援事業 ■概要 幼稚園や保育園の園運営に主体的に保護者が関わることで、親としての社会参加を促し、親としての成長を支援します。また、初めて子育てをする保護者に、子どもとの関わり方や子どもの成長過程を伝えます。 ■実施内容 保護者参観や保護者会作業などを継続し、保護者の園運営への理解・参加を促進します。また、1日保育士体験などの取り組みを行い、子育てへの理解と親としての成長を支援します。	保育課

(2) 子育てを応援する職場環境の推進

主 な 事 業		担当課
①	雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業 ■概要 「働き方改革」「健康経営」など、就業環境の向上に関する法令、制度等の周知啓発を行い実践につなげます。講座内容の充実と、受講者の拡大に取り組みます。また、講座と合わせて「子育て応援宣言」や「くるみん認定」のメリット等の周知を行います。 ■実施内容 (1) 「企業人権啓発推進連絡協議会」加入事業所への情報提供や人権啓発講座（企業担当者20～30人）での周知 (2) 市内事業所への出前講座 (3) 年3回発行する「労政まつもと」への記事掲載や中信地区労働フォーラムや健康セミナー等での周知啓発	人権共生課 労政課
②	仕事と家庭の両立促進事業 ■概要 ワーク・ライフ・バランスについて、仕事と子育て・介護を両立させるためには、男女を問わず家庭・社会・就業など様々な環境整備が必要です。雇用と労働両面の環境改善を促進するための啓発活動を行います。 ■実施内容 起業や再就職を希望する女性、子育て世代の男性などあらゆる層に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催	労政課

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、子育て世帯や関係機関など広く市民への周知に努めます。

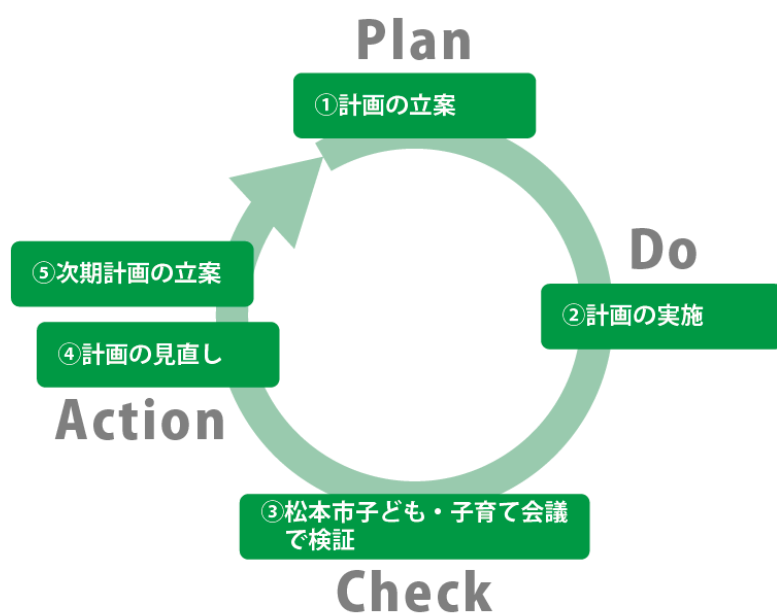
市においては、松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を参考に、関係部課が連携して全庁的に取り組み、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

また、次代を担う子ども自身から高齢者まで、幅広い市民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携し、「自助」、「共助」、「公助」の融合を図って、子育て支援を推進します。

2 計画の点検・評価

本事業計画は、松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において毎年度進捗の評価を行います。なお、当初想定した見込み量や確保方策と実際の利用状況との差が生じる可能性があることから、計画の中間年に当たる令和9年度に計画の見直しを行います。

計画の見直しに際しては、全ての事業を評価した上で、質・量両面の更なる充実を検討し、社会の変化や地域の子ども・家庭のニーズに対応するよう見直します。



資料編

1 本計画の策定経過

(1) 子育てに関する調査の実施

令和6年1月に、未就学児童及び就学児童の家庭に対して、無作為抽出の郵送等によるアンケート調査を実施し、子育て家庭の父親・母親の就労状況や乳幼児期の学校教育・保育の利用状況、今後の就労や子ども・子育て支援の利用希望等を調査しました。

(2) 「松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」による審議

松本市社会福祉審議会条例に基づき設置された「松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、本市の子ども・子育てに係る課題の整理をしながら、乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等についての事業計画の内容等を検討しました。

(3) 市民意見の聴取等の実施

令和6年●月●日から令和7年●月●日にかけてパブリックコメントを行い、子どもを含む市民から本計画案に対する意見を募り、得られた意見を計画に反映しました。

2 松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

【令和5年度】

区分	氏 名	所属	役職等	
有識者	平林 優子	信州大学医学部	保健学科 教授	会長
	田中 秀明	松本短期大学	幼児保育学科 教授	
児童福祉関係機関	代田 美奈	長野県松本児童相談所	所長	
	海野 暁光	私立認定こども園	認定こども園深志 園長	副会長
	岡野 尚子	松本市私立幼稚園連盟	会長（聖十字幼稚園 園長）	
	赤羽 秀明	松本市小学校校長会	芝沢小学校 校長	
	山本 侑一郎	NPO法人ワーカーズコープ松本事業所	所長	
	福地 健司	松本市学童保育連絡協議会	事務局	
	一ノ瀬 知佐子	松本市民生委員・児童委員協議会	副会長	
	高木 守	松本市PTA連合会	会長	
	東 香	松本市保育園保護者会連盟	会長	
公募	久保田 由美	松本市ファミリー・サポート・センター	協力会員（サブ・リーダー）	

【令和6年度】

区分	氏 名	所属	役職等	
有識者	平林 優子	信州大学医学部	保健学科 教授	会長
	田中 秀明	松本短期大学	幼児保育学科 教授	
児童福祉関係機関	山口 圭子	長野県松本児童相談所	所長	
	海野 暁光	私立認定こども園	認定こども園深志 園長	副会長
	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟	会長（白百合幼稚園 園長）	
	梅田 久仁	松本市小学校校長会	菅野小学校 校長	
	高津 千代子	労働者協同組合ワーカーズコープセンター 事業団松本事業所	副所長	
	福地 健司	松本市学童保育連絡協議会	事務局	
	一ノ瀬 知佐子	松本市民生委員・児童委員協議会	副会長	
	矢野 麻美	松本市PTA連合会	会長	
	柳田 枝里子	松本市保育園保護者会連盟	会長	
公募	久保田 由美	松本市ファミリー・サポート・センター	協力会員（サブ・リーダー）	

（敬称略）

3 子育てに関する調査の概要

(1) 調査の方法

本調査は、松本市在住で、0歳から小学生までの子どものいる保護者を対象としました。

その際、小学校に就学する前の児童と、小学生では利用できる事業が異なるため、別々に調査票を作成し、配布しました。調査の概要を以下に示します。

	未就学児	小学生
調査対象者	0～6 歳児の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼	小学生の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて 回答を依頼
対象者数	1,950 名	1,950 名
抽出方法	住民基本台帳をもとに抽出	
配布・回収方法	郵送調査・Web 調査	
実施期間	令和 6 年 1 月 18 日～2 月 9 日	
調査項目	①ご回答者について ②お子さんとご家族の状況について ③平日の定期的な教育・保育事業の利用について ④地域の子ども・子育て支援事業の利用状況等について ⑤土日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ⑥病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ） ⑦不定期の一時預かり等の利用について ⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について ⑨母親の就労状況について ⑩母親の育児休業について ⑪父親の就労状況について ⑫父親の育児休業について	①ご回答者について ②お子さんとご家族の状況について ③病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ） ④不定期の一時預かり等の利用について ⑤放課後の過ごし方について ⑥母親の就労状況について ⑦父親の就労状況について

(2) 調査票回収結果

未就学児と小学生の調査票回収状況を以下に示します。

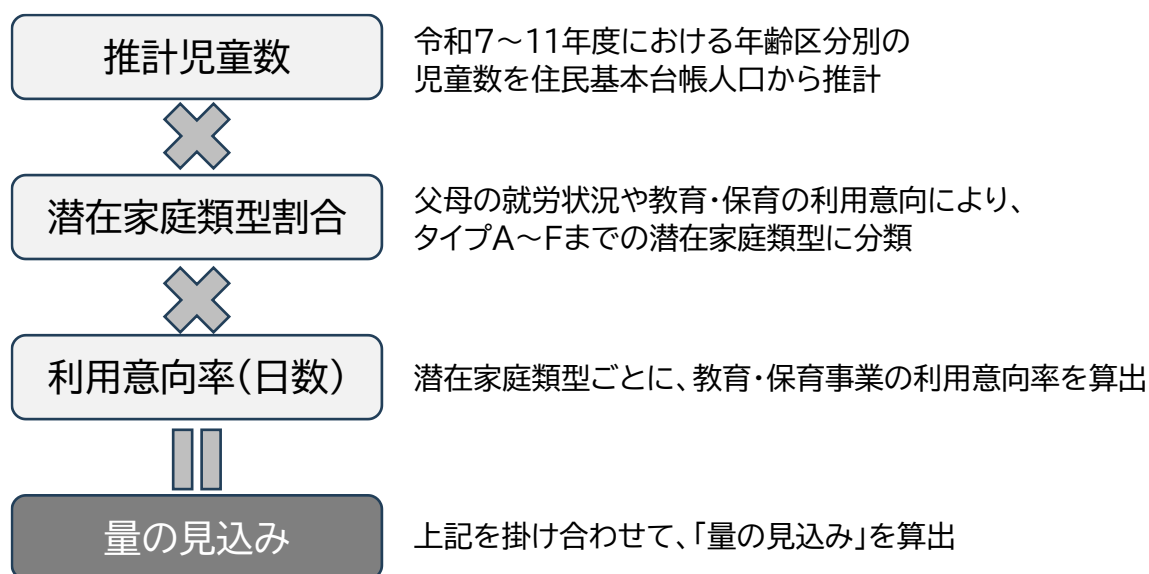
	未就学児	小学生
配布数	1,950 件	1,950 件
回収数	943 件	870 件
回収率	48.4%	44.5%

4 子育てに関する調査による量の見込みの算出方法

(1) 基本となる計算式

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、アンケートによる量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による方法を基本としていますが、計画に記載する量の見込みについては、松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(2) 潜在家庭類型割合

ア 家庭類型の定義

子育てに関する調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、「量の見込み」の算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を用いました。

(ア) 家庭類型

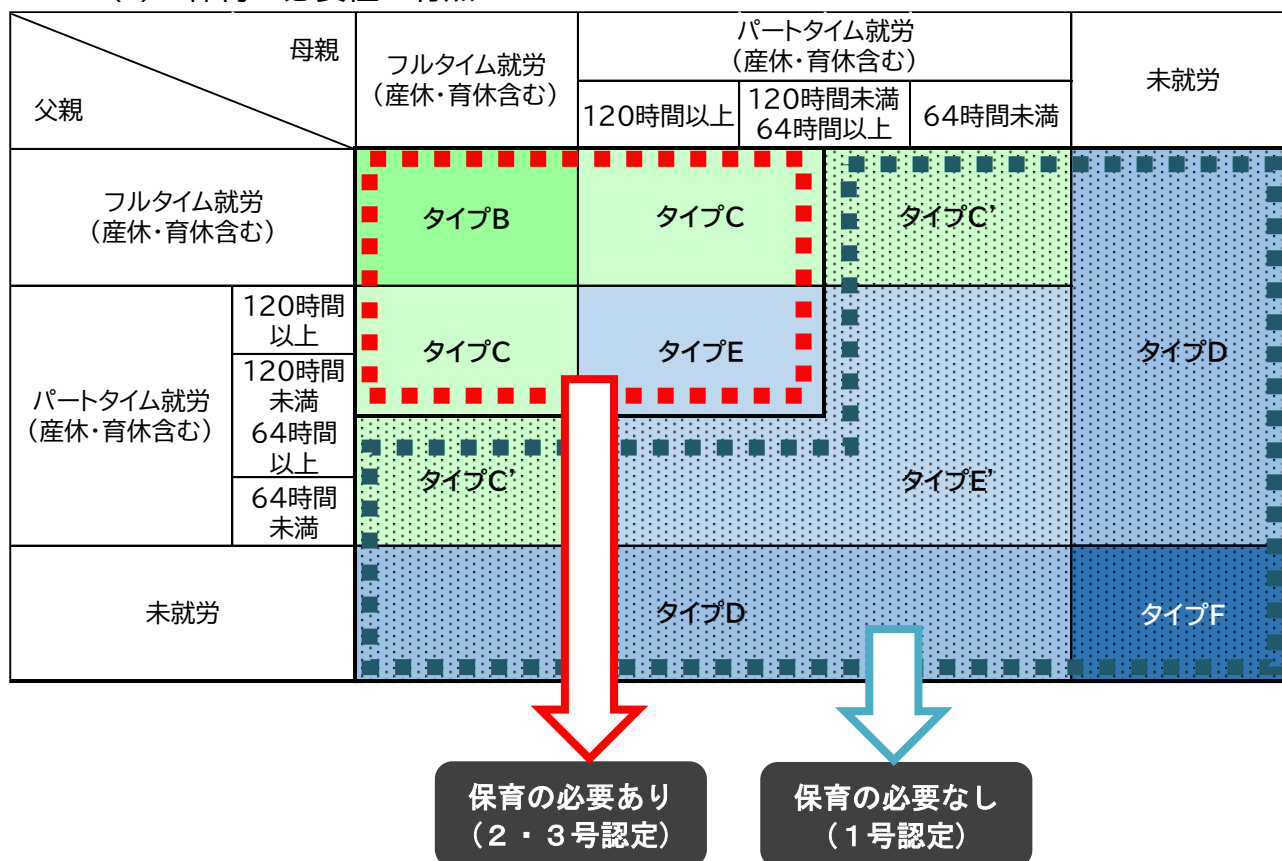
類型	定義
タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭) ※1
タイプB	フルタイム×フルタイム (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間: 月120 時間以上 + 64時間～120 時間の一部 ※2
タイプC'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間: 月64時間未満 + 64時間～120時間の一部 ※2
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間: 双方が月120 時間以上 + 64時間～120時間の一部 ※2
タイプE'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間: いずれかが月64時間未満 + 64時間～120時間の一部 ※2
タイプF	無業×無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※1: 「タイプA ひとり親家庭」は、就労状況に関わらず「保育の必要性あり」となります。

※2: タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE' の区分方法

タイプBを除き、父母の双方が月64時間以上就労している場合は「保育の必要性あり」のタイプC又はEに分類されますが、子育てに関する調査で「保育の必要なし」と回答した者は、保育を現在も将来も必要としていない家庭として、タイプC'又はE'に分類します。

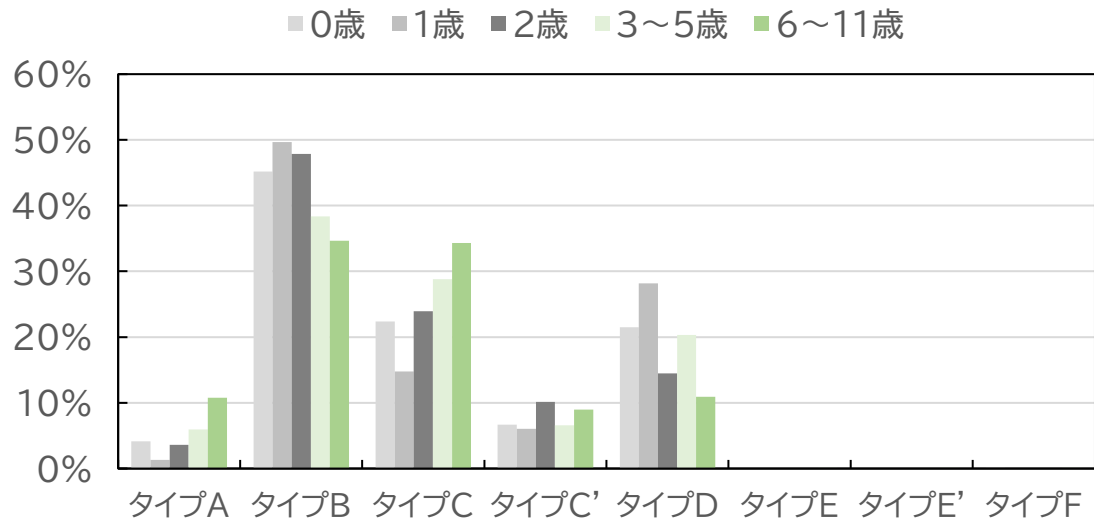
(イ) 保育の必要性の有無



認定区分及びその内容	対象となる家庭類型
【1号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 幼児教育のみの利用 対象施設 幼稚園及び認定こども園	タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(保育の必要性なし) タイプD : 専業主婦(夫)家庭 タイプE' : パートタイム・パートタイム共働き家庭(保育の必要性なし) タイプF : 無業・無業の家庭
【2号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム・フルタイム共働き家庭 タイプC:フルタイム・パートタイム共働き家庭(保育の必要性あり) タイプE : パートタイム・パートタイム共働き家庭(保育の必要性あり)
【3号認定】 対象年齢 0～2歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園 地域型保育	

イ 年齢区分別の潜在家庭類型割合

年齢	潜在家庭類型							
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF
0歳	4.2%	45.2%	22.4%	6.7%	21.5%	0.0%	0.0%	0.1%
1歳	1.3%	49.7%	14.8%	6.0%	28.2%	0.0%	0.0%	0.0%
2歳	3.6%	47.8%	23.9%	10.1%	14.5%	0.0%	0.0%	0.0%
3～5歳	5.9%	38.3%	28.8%	6.6%	20.3%	0.0%	0.0%	0.0%
6～11歳	10.8%	34.7%	34.3%	9.0%	10.9%	0.1%	0.1%	0.1%



松本市子ども・子育て支援事業計画

第3期（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月策定

発	行	松本市
		松本市丸の内3番7号
		TEL 0263-34-3000（代表）
編	集	松本市こども部こども育成課
編集協力		特定非営利活動法人SCOP
